

官報

號外

昭和十八年二月十七日

○第八十一回衆議院議事速記録第十二號

昭和十八年二月十六日(火曜日)

午後一時二十五分開議

議事日程 第十一號

昭和十八年二月十六日

午後一時開議

質問

一 全世界回教圈ニ對スル帝國政府ノ方針ニ關スル質問(四王天延孝君提出)

二 高丘親王ノ御遺跡調査並御遺德顯彰ニ關スル質問(小高長三郎君外七名提出)

三 言論報道ノ指導及檢閲ノ方針ニ關スル質問(清瀬一郎君提出)

第一 在滿日本人ノ身分ニ關スル滿洲國裁判ノ效力ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

第二 裁判所構成法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

第三 陪審法ノ停止ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

○議長(岡田忠彦君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

(書記官朗讀)

一 政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ

四王天延孝君提出、全世界回教圈ニ對スル帝國政府ノ方針ニ關スル、質問ニ對スル答辯書

小高長三郎君外七名提出、高丘親王ノ御遺跡調査並御遺德顯彰ニ關スル、質問ニ對スル答辯書

(以上二月十六日受領)

全世界回教圈ニ對スル帝國政府ノ方針ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十八年一月二十六日

提出者 四王天延孝

全世界回教圈ニ對スル帝國政府ノ方針ニ關スル質問主意書

現大戰ハ今や歐亞北阿ノ全局ニ擴大シ、

今年年ヲ以テ決戰ニ移ラントスルガ如シ。緒戰以來敗戰ヲ重ネタル敵國ハアラ

ユル方法ヲ廻ラシテ頽勢ノ挽回ニ汲汲トシテ其ノ手段ヲ選バザル状態ニアリ。三億

五千萬以上ヲ算スル回教徒ハ不幸ニシテ西ハ「モロツコ」ヨリ東ハ南太平洋ニ互リ

テ戰亂ノ禍中ニ投ゼラレ元來教理上米英

竝ニ其ノ中心ヲ爲ス「ユダヤ」ニ懺焉タラザルモノアリシニ拘ラス今や北阿弗利加ノ大部ニ定住セル數千萬ノ回教徒ハ米英ニ蹂躪セラレ西亞ニ於ケル「イラク」モ最近ソノ教徒ノ意志ニ反シテ吾等輻輳側ニ宣戰スルニ至リ米英ハ更ニソノ餘勢ヲ驅ツテ嘗テ回教徒ノ宗主タリシ「トルコ」ヲソノ陣營ニ引入レントス。

吾人ハ正義日本終局ノ勝利ヲ確信スルモノナリト雖モ徒ニ米英ノ爲スガ儘ニ放置スルトキハ彼等ノ西亞北阿ニ於ケル地步ヲ鞏固ナラシムルノミナラズ東亞ニ於ケル回教民族ニ惡影響ヲ及ボサントラ懼ル。

此ノ際政府ハ全世界ノ回教徒ニ對シテ我ガ宣戰ノ大義ヲ宣明シ輻輳側必勝ノ信念ヲ披瀝スルヲ戰争遂行上、人道上最モ機宜ニ適スルモノト認メザルヤ。

右及質問候也

昭和十八年二月十六日

内閣總理大臣 東條 英機

衆議院議長岡田忠彦殿

衆議院議員四王天延孝君提出全世界回教圈ニ關スル帝國政府ノ方針ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員四王天延孝君提出全世界回教圈ニ對スル帝國政府ノ方針ニ關スル質問ニ對スル答辯書

全世界ノ回教徒ニ對シ我ガ宣戰ノ大義ヲ宣明シ輻輳側必勝ノ信念ヲ披瀝スルコト

ノ聖戰完遂上將又世界人道上最肝要ナルハ政府ノ夙ニ認ムル所ニシテ帝國政府ハ種々ノ啓發手段其他具體的各般ノ措置ニ依リ獨伊兩國トモ提携シ右目的實現ノ爲努力シ來リタルガ今後ハ一層右努力ヲ強化センコトヲ期スルモノナリ

右及答辯候

昭和十八年二月十六日

外務大臣 谷 正之

大東亞大臣 青木 一男

高丘親王ノ御遺跡調査並御遺德顯彰ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十八年二月八日

提出者 小高長三郎

外七名

高丘親王ノ御遺跡調査並御遺德顯彰ニ關スル質問主意書

平城天皇ノ第三皇子トシテ御誕生アリ即チ畏クモ桓武天皇ノ御孫ニ當ラセラレ一度ハ嵯峨天皇ノ皇太子ニ立タセラレタル

高丘親王ハ御年六十餘歳ノ御高齡ノ御身ヲ以テ挺身天竺(印度)ニ御渡海アラセラレントスルノ途次南方異域羅越國ニ薨去アラセラル實ニ今ヨリ凡ソ一千百年前ノ御事ナリ

御事ナリ

親王入竺ノ御企ハ固ヨリ深ク佛法ノ法理ヲ御探求セラレントスルトコロニ在リシ

モ然モ尙佛法ヲ單ナル一宗教トシテ御研究セラレントスルニ非ラズ當時ノ情勢ニ於テ最モ有力ナル鎮護國家ノ政治的基礎

トシテノ佛法ノ奥義ニ徹セズンバ止マズ
トスル赤心報國ノ御一念ニ驅ラレテノ御
入竺ニアリシコトハ親王ノ御言説ノ永ク
後世ニ諭シ給ヘルトコロニ依ツテ明ナリ
トス然モ悲哉其ノ御志成ラズシテ中道ニ
シテ玉骨ヲ熱風砂裡ニ埋メラル國家ヲ念
慮セラルル懸命ノ御壯心後世之ヲ拜承シ
テ情夫モ亦起タザルハ有ラザルベシ思フ
ニ是レ親王ハ南進第一ノ先驅者タリ即チ
大東亞建設ノ最モ高貴ナル礎石タラズン
バアラズ

親王薨去ノ地羅越國ガ現在ノ昭南島附近
ナルハ諸學者ノ既ニ以テ定説トスルトコ
ロ此ノ地會、大東亞戰下忠勇ナル幾多英
靈ノ血ヲ以テ彩リタルノ聖地思フニ親王
ノ尊靈起ツテ皇軍ノ進撃ヲ導キ給ヘルニ
非ザルナキカ誠ニ親王ハ日本臣民岡南ノ
雄志ヲ彌ガ上ニモ燃焼セシムル永遠ノ炬
火タルベク更ニ又南方佛教諸民族ニトリ
テノ讚仰ノ中心體タルベキモノニシテ決
戰下内外衆庶ノ精神的感激ヲ灼熱昂揚セ
シムルニ誠ニ餘アリト信ズ

帝國議會ハ既ニ謹ミテ鑑ミルトコロアリ
昨年二月十日衆議院議員高見之通川崎已
之太郎加藤知正ハ紹介議員トシテ請願書
ヲ第七十九回帝國議會ニ呈出又別ニ昨年
二月十日衆議院議員小池四郎ハ建議案ヲ
提出シ何レモ共ニ親王ノ御遺跡ヲ急遽調
査研究スベシトシ以テ御雄圖ヲ顯彰セザ
ルベカラザルヲ請願若ハ建議シ政府當局
モ亦同感ノ意ヲ表明セラレ事荷モ高貴ニ

關スルニツキ直ニ慎重調査研究シテ宜シ
ク善處スベシトノ言明アリ斯クテ兩件共
當該委員會ニ於テ其レ其レ採擇又ハ可決
セラレタルハ政府ノ今モ尙ヨク銘記セラ
ルルトコロナリト信ズ

然ルニ今日既ニ殆下一箇年ヲ經過セルニ
モ拘ラズ政府當局ニ於テハ其ノ後何等調
査研究ノ實ヲ擧グルナク當時ノ言明ニ副
ハザルヤノ感アルハ我等ノ深ク遺憾トス
ルトコロナリ依テ更メテ政府ノ眞意ヲ質
スベシトシ

(一) 政府ハ御遺跡ニ付爾來如何ナル調
査研究ヲ爲セシヤ

(二) 政府ハ御遺跡調査並御遺德顯彰ニ
付今日如何ナル所信ヲ有セラルルヤ
ノ二點ニ付此處ニ質問書ヲ提出ス謹ンデ
政府ノ答辯ヲ求ム
右及質問候也

昭和十八年二月十六日

内閣總理大臣 東條 英機

衆議院議長岡田忠彥殿

衆議院議員小高長三郎君外七名提出高丘
親王ノ御遺跡調査並御遺德顯彰ニ關スル
質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員小高長三郎君外七名提出
高丘親王御遺跡調査並ニ御遺德顯彰ニ
關スル質問ニ對スル答辯書

一、高丘親王ノ御遺蹟ヲ調査研究シテ永
ク御遺德ヲ俾ビ奉ルコトハ洵ニ意義深

キ處ナリ、故ニ政府ニ於テモ從來主ト
シテ文獻ニ依リ之ガ調査研究ヲ行ヒ來
リタルガ今後ニ於テモ更ニ調査研究ヲ
進メテ之ガ具體化ニ付慎重ニ考慮ス

二、高丘親王ノ御遺蹟調査並ニ御遺德顯
彰ニ關シテハ既ニ高丘親王奉讀會設立
セラレ内外ニ於ケル御事績顯彰ニ必要
ナル事業ヲ計畫セラレ居ルハ定ニ慶バ
シキ次第ナリ、政府トシテモ之ガ事業
遂行ニ關シテハ出來ル限り協力ヲ爲ス
右及答辯候也

昭和十八年二月十六日

文部大臣 橋田 邦彦

(左ノ報告ハ即讀ヲ經サルモ參照ノ爲
茲ニ掲載ス)

一昨十五日貴族院ヨリ受領シタル政府提出
案左ノ如シ

戰時刑事特別法中改正法律案

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

崇神天皇ヲ奉祀スル神宮御創建ニ關スル
建議案

提出者

福井 甚三君 上田 孝吉君

八角 三郎君 守屋 榮夫君

助川啓四郎君 佐藤洋之助君

羽田武嗣郎君 青木 精一君

治療師法制定ニ關スル建議案

提出者

深澤 吉平君 守屋 榮夫君

猪野毛利榮君 手代木隆吉君

松浦周太郎君 野口 喜一君

船波 佐輔君 西尾 末廣君

(以上二月十三日提出)

度量衡法改正ニ關スル建議案

提出者

安藤 正純君 紫安新九郎君

漁船保險制度改革ニ關スル建議案

提出者

泉 國三郎君 山口左右平君

助川啓四郎君 松浦周太郎君

石坂 繁君 間宮 成吉君

畜力總動員並有畜農業用機具製作ニ關ス
ル建議案

提出者

黑澤 西藏君 三宅 正一君

高橋熊次郎君 助川啓四郎君

松浦周太郎君 泉 國三郎君

石坂 繁君 間宮 成吉君

山口左右平君 深澤 吉平君

農產物ノ集荷、生産必需資材ノ配給及加
工機構ノ合理化並價格形成ノ適正化ニ關
スル建議案

提出者

安孫子孝次君 松原五百藏君

助川啓四郎君 松浦周太郎君

泉 國三郎君 石坂 繁君

間宮 成吉君 山口左右平君

土屋 源市君 三善 信房君

農村教育刷新ニ關スル建議案

提出者

石坂 繁君 森田重次郎君

高城 憲夫君 助川啓四郎君

松浦周太郎君 泉 國三郎君
間宮 成吉君 山口左右平君
木材ノ増産並需給確保ニ關スル建議案
提出者

松浦周太郎君 助川啓四郎君
泉 國三郎君 石坂 繁君
間宮 成吉君 山口左右平君
大東亞農業建設ニ關スル建議案
提出者

黑澤 西藏君 小山邦太郎君
助川啓四郎君 松浦周太郎君
泉 國三郎君 石坂 繁君
間宮 成吉君 山口左右平君
(以上二月十五日提出)

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ
言論報道ノ指導及檢閲ノ方針ニ關スル質問主意書

提出者 清瀨 一郎君
(以上二月十三日提出)

一去十三日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ
第二部選出決算委員 木原 七郎君
一去十三日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

兵役法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外三件委員

委員長 猪野毛利榮君
理事 中井川 浩君 堀内 一雄君
松本治一郎君

商工經濟會法案(政府提出、貴族院送付)外二件委員

委員長 木村 正義君
理事 宇田 耕一君 卯尾田毅太郎君
小高長三郎君 松尾 三藏君
前田 善治君

一去十三日常任委員補關選舉ノ結果左ノ如シ

第五部選出 決算委員 堀内 一雄君(中川 重春君 補關)

第八部選出 建議委員 三田村武夫君(伊藤東一郎君 補關)

一去十三日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ
石油專賣法案(政府提出)外二件委員

辭任松尾 三藏君 補關野田 武夫君
兵役法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外三件委員

辭任吉田貞次郎君 補關黑澤 西藏君
農業保險法中改正法律案(政府提出)外三件委員
辭任齊藤 正身君 補關小田彦太郎君
一去十三日特別委員理事補關選舉ノ結果左ノ如シ

石油專賣法案(政府提出)外二件委員

理事 野田 武夫君(理事野田武夫君 去十二日辭任ニ付其ノ補關)

一昨十五日常任委員補關選舉ノ結果左ノ如シ
第二部選出

決算委員 奥 久登君(木原七郎君 補關)

一昨十五日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ
戰時行政特例法案(政府提出)外二件委員

辭任野口 喜一君 補關庄司 一郎君

○議長(岡田忠彦君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、御諮リ致シマス、昭和十八年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外九件委員長、及ビ戰時行政特例法案外二件委員長ヨリ、本日本會議中、委員會ヲ開キタイトノ申出デガアリマス、何レモ之ヲ許可スルニ御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ之ヲ許可致シマス——本日ノ日程ニ掲ゲマシタル質問一及ビ二ハ何レモ政府ヨリ答辯書ヲ受領致シマシタ、仍テ日程ヨリ之ヲ省キマス、質問第三言論報道ノ指導及檢閲ノ方針ニ關スル質問ヲ許可致シマス——提出者清瀨一郎君

三 言論報道ノ指導及檢閲ノ方針ニ關スル質問(清瀨一郎君提出)

言論報道ノ指導及檢閲ノ方針ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十八年二月十三日
提出者 清瀨 一郎

言論報道ノ指導及檢閲ノ方針ニ關スル質問主意書

一、戰時下ニ於ケル國內ノ言論ノ指導、報道ノ檢閲ノ方針ノ一ハ政府ノ意圖ヲ國民ニ徹底セシムルニ在ランモ他方國民ノ間ニ發生スル輿論ヲ表明シ其ノ發露ニ因リ舉國一體戰爭完遂ニ邁進セシムルヲ要訣ト信ス政府ノ現ニ新聞紙ノ記事檢閲及言論指導ノ方針トスル所如何

二、戰時下ニ於ケル海外宣傳ノ任務ノ一ハ我カ國ノ戰勝ヲ公表シ敵國ノ窮狀ヲ指摘シ各國ヲシテ我カ武力ニ信賴セシムルニ在ランモ更ニ他ノ重大任務ハ各國民ヲシテ各其ノ所ヲ得シメ道義ニ基ク新秩序ヲ樹立セントスルノ我ガ國開戰ノ主旨ヲ共榮國、中立國並ニ敵國人民ニモ浸潤、徹底、納得セシムルニ在リト信ス政府ノ所見如何

三、以上各項ノ施策ヲ實施スル爲ニハ民間ノ經驗及實力ヲモ利用スルヲ利トスル部面アラン政府ノ所見如何
右及質問候也
(清瀨一郎君登壇)

○清瀨一郎君 言論ノ指導ハ、言フマデモナク國民ノ思想又國家ノ治安トモ表裏致シマスカラ、平常時ニ於テモ非常ニ重要ナ國務デアリマス、殊ニ戰時下ニ於キマシテハ、或ハ戰ノ勝敗ニモ關係スル重要事デアリマス、私ハ茲ニ只今ノ我ガ國ノ狀況ニ即應政

シマシテ、抽象的ノ論議ハ避ケテ、今政府ノヤツテ居ラレコトニ即シマシテ、二、三質問致シタイト存ジマス

質問ノ簡條ニ入ルニ先ダチマシテ、一言申上ゲタイコトガアル、ソレハ支那事變以來言論報道ニ關シマシテハ、色々法令ガ出テ居リマス、例ヘバ國家總動員法二十條ノ規定ニ依リマシテ、昭和十八年ノ一月ニハ、勅令三十七號新聞紙等掲載制限令ト云フ法令ガ出テ居リマス、又同年ノ冬ニハ言論、出版、集會、結社等臨時取締法ト云フ法令ガ出テ居リマシテ、新聞ノ發行ハ許可事業ニナツテ居ル、政府ノ許可ニ依ツテ發行シ、許可ノ取消ニ依ツテ停止サレル、記事ニ付テハ國防保安法ガ出テ居レバ、不穩文書取締法モ出テ居リマス、斯クノ如ク政府ノ手ニ委ネラレタ檢閲ガ非常ニ法律上多クナツテ居ル、又強クナリマシタ、一方斯クノ如ク行政權ガ強クナツタバカリデハナク、新聞ニ必要ナル用紙ノ配給、動力ノ供給、是等ガ直接間接ニ政府ノ手ニ收メラレテ居リマスカラ、明カニ政府ガ示達トシテ明示サレマセヌデモ、政府當局ノ心持ガ何トナク新聞ニ映ツテ參ルノデス、是ガ以前ト非常ニ違ツタ所デアアル、ダカラ明カニサウ云フコトヲ言ツタコトガナイト仰シヤツテモ、アナタ方ノ心持ニ聽クト云フト、必ズ障ル所ガアルノデス、ソコガ私ハ重要ナル點ト思ヒマス、ソレ故ニ當局ノ手許デモウ一寸、一厘、微毫ノ差ヲ生ジマス、先方デハ千里ノ相違ガ出テ來ル、非常ニ危

イ、兩刃ノ劍ノヤウナモノニナツテシマツテ居ルノデス、デアリマスルカラ、私が今聽ク所モ政府デハ、サウ云フ達シヲシタコトガナイト仰シヤラルルカモ知レヌケレドモ、明ラカナル達シガナクテモ、アナタノ心ニソレト同ジヤウナコトガ萌シテ居ルト云フト、新聞ニ響イテ參リマスカラ、ソコノ心持デ私ノ言フコトヲ御聽キ願ヒタイノデス

第一ニ申上ゲタイコトハ、ヤハリ議會ノ記事、又ハ一般政治記事ニ關スルコトデアリマス、何シロ戰時中デアリマスルカラ、政府ノ施策、政府ノ方針、國民ヲ指導サルル方針ガ、國民ニ徹底スルコトガ必要デアル、ダカラシテ總理大臣初メ閣僚諸君ノ言説ガ、十分ニ報道サルルコトハ是ハ宜シイ、ソレハ宜シイガ、是ト同時ニ國民ノ聲、殊ニ議會ニ於ケル言論ハ、國民ノ聲デアリマスルガ、國民自身ハ國民ノ聲ヲ自ラ聽クコトニ依ツテ鼓舞サレ、激勵サルコトガ非常ニ多イデス(拍手)人カラ言ハルルト云フヨリモ吾々ノ代表ガ代ツテ言フコトヲ自ラ耳ニシテ鼓舞激勵サルコトハ、非常ニ私ハ多イト思ヒマス、ソコノ所ヲ十分ニ御握リニナラスト云フト、議會ノ機能ハ發揮サレナイ、帝國議會ノ言論ノ中デハ、形ニ於テハ内閣ノ施政ヲ批判スル言論ハ相當ニアリマス、又ソレガ私ハ行政監督ノ任ヲ持ツテ居ル帝國議會言論ノ一面デアラウト思ヒマス(拍手)御無理御尤モデハ、是ハ議會デヤナイ(其ノ通り)ト呼ブ者アリ)所謂協

力會議ナンデス、併シ良藥ハ口ニ苦シデ、痛イコトヲ耳ニシツツ、ソレガヤハリ政府ノ爲ニナルコトハ非常ニアル(拍手)叱ラレテ、甚ダ結構デアツタト云フ、叱ラレ方モアルノデス、本當ノ慈父、慈母、本當ノオ父サン、オ母サンハ子供ヲ甘ヤカシテバカリハ居ルノデヤナイ、之ニ痛棒モ喰ハズノデス、禪宗ノ言葉デ言ヘバ、大イニ痛棒ヲ喰ハスコトガ、是ガ慈悲ナノデアアル、ダカラアナタ方ノ施政ニ向ツテ吾々ノ言フコトハ、其ノ場デハ耳ニ痛クテモ、能ク退イテ大乘的ニ御考ヘニナリマス、アナタ方ノ擔當シテ居ラレル戰争ノ遂行、増産、國民志氣ノ鼓舞獎勵ト云フコトニナリツツアルコトヲ、御考ヘニナラナケレバ、言葉尻ダケデ腹ヲ御立テニナツテハ、國務大臣ニハナレマセヌ(拍手)過日或ル新聞記者ガ、情報官カラ質問者ノ質問ニ重點ヲ置イテ、發言ヲ特別取扱ニスルコトハスルナト言ハレタト聞イタト云フ者ガアリマス、ケレドモ、私共過日寄ツテ調査シタ結果、左様ナル非常識ノ言明ガアツタトハ、皆ハ信ジナカツタ、質問者ノ質問ヲ新聞ニ書クナ、ソナハ馬鹿氣タコトハ仰シヤツテ居ラレマセヌ、併シモツト婉曲ナ言葉デ言ハレテモ、其ノ時ノ情報官ノ心持ガ、餘リ議員ノコトヲ書カレテハ迷惑ダト云フ心ヲ以テ、御話ニナルト云フト、聽ク方ニソレガ映ルノデス、ソレト似タヤウナコトハ言ツテ居ラレノデス、過日當議場デ——私ハ率直ニ言ヒマスヨ、率直ニ言ヒマスガ、過日當議場デ、我が國

ノ議會デ豫算委員會ト云フモノハ、非常ニ重要ナモノデアアル、ソレ故ニ豫算ノ本議場ニ於ケル討論ト云フモノハ、皆今マデハ是ガ議員ノ總意ナリトシテ報道シタモノデス、ケレドモ、アノ時ノ金光委員長ノ報告モ、太田君ノ演説モ、實ハ十分ニ報道サレテ居ラス、併シ是ハ私ハ政府ガ指圖シタモノトハ邪推シテ居リマセヌ、今日新聞ノ紙幅モ少イシ、又軍事記事モ相當アリマスノデ、ソレヤ是ヤノ都合デアツタデアリマセウケレドモ、兎モ角一ツノ新聞ダケデヤナイ、私ハ地方ノ新聞ハマダ見マセヌガ、東京ノ新聞ハ之ヲ全部「オミット」シテシマツテ居ル、是ハ政府ガサウサセタノデハアリマセヌ、アリマセヌケレドモ、何ダカ政府ノ心持ヲ新聞ガ感ジタ結果デハナイカト邪推致シマシテモ、非常ニ是ハ邪推深イ陰險ナ男ダトハ御考ヘニナラスト思ヒマス(拍手)此ノ調子デハ折角四百六十人寄リマシテ、民意ヲ國政ノ上ニ反映シヨウ、帝國議會ノ機能ヲ十分ニ發揮シテ、國家ノ爲ニ盡シタイト吾々ガ考ヘマシテモ、其ノ效果ハ非常ニ減殺サレル、半分ニナル、三分ノ一ニナツテシマフ、是ハ國ノ爲ニ一時ノ安キヲ求メテ永遠ニ國ノ爲ニナル所以デハナイト私ハ固ク信ジマス(拍手)是ハ餘程御考ヘノ餘地ガアラウト思ヒマスルカラ、御答辯ハ如何様デアツテモ、我が國ノ情報檢閲ノ手心、心持ト云フモノニハ、非常ニ御反省ヲ願ハナケレバナリマセヌ、此ノ會期ハ最早悲シイ哉半バヲ過ギント致シテ居リマス、併シ

ナガラマダ本會期モ殘ツテ居リマスルシ、來會期モアルコトデアリマス、能ク大乘の見地デ以テ御檢討ヲ願ヒタイ、是ガ第一デス

其ノ次ニ内閣及ビ閣僚ノ言動進退、是モ當局ガ内閣及ビ閣僚ノ舉措言動ニ付テ記事ヲ禁止サレタ、ソシテ非常識ナコトガアツタトハ、私モ思ツテ居ラスノデス、過日又十數名ガ調査シタ所モ、サウ云フ言動ガアツタノデハナイノデス、虚偽ノ事實ヲ以テ人ヲ誹謗スルコトハ、是ハ平生デモ宜クナイ、閣僚ニ付テ、ナカウタコトヲ作ツテ言ツタリ、政府ノ政策ヲ歪曲シタリ、日本ノ内閣ハ弱體ダト云フヤウナコトヲ、下カラ火ヲ出スコトハ、是ハ宜クナイノデス、ソシテコトハ仰シヤラスデモ分ツテ居ル、殊ニ戰時下ニ於テハ、其ノ通りデアリマス、唯併シ茲デ議場ノ諸君モ、政府モ御注意願ハナケレバナラスコトハ、我が國ノ國體ト政體、政治進行ノ實情トヲ併セ考ヘルト、「ドイツ」トカ「アメリカ」ノ行キ方トハ違フノデス、「ドイツ」デ「ヒトラ」ガ信用ヲ失ヘバ、非常ニ戰爭遂行ニ蹴テ來ス、「アメリカ」ニ於テ「ルーズヴェルト」ガ失脚スレバ、又其ノ通りナンデス、獨米ト我が國ト國體政體ガ相違シテ居リマス、我が國ハ上ニ尊嚴極ミナキ 皇室ヲ奉戴致シテ居リマス、其ノ下ノ首相乃至閣僚デアリマス、ダカラシテ首相閣僚ニ不可侵權類似ノ保護ヲ與ヘル必要ハナイノデス、私理窟バカリ言フノデハアリマセヌヨ、日露戰爭ヲ御覽ナ

サイ、日露戰爭ハ桂首相ハ、世ノ中ノ批判ヲ受ケツツ戰爭ヲシ、講和條約ヲヤツタノデス、是ガ日本ノ政體デアリマス、ダカラシテ東條總理大臣及ビ閣僚諸君ニ付テモ、無イコトヲ有ルガ如クニ言ツタリ、善イコトヲ惡イヤウニ言フコトハ、是ハヨクアリマセヌ、ケレドモ、人何人カ過チナカラシ、ドンナ偉イ人デモ過チハアル、ソレヲ指摘シテ批判スルコトハ、反省ノ材料ニナリマス、ソレヲ顧ミテ進歩ガアルノデス、阿諛便佞ハ進歩ノ所以デヤアリマセヌ、ソレ故ニ内閣並ニ閣僚ノ進退舉措ニ對シテ、情報局ガ差止メラレタトハ、私共信ジナイノデス、ソシテ差止メハシナカウタト思ヒマスルケレドモ、併シナガラ政府ノ言ハレタコトヲ聽キ誤ツテ、或ハ思ヒ違ヘテ左様ナ風ニ扱フト云フコトデアツタラ、此ノ長イ戰爭遂行ノ上ニ於テ、一寸其ノ場デハ宜ク見エテモ、永遠ニハ宜イコトデアリマセヌ、若シ情報局總裁ノ配下ニ、左様ナ小乗ノ觀念ヲ持ツテ居ル官吏ガアルナラバ、是ハ御是正ヲ願ヒタイ、新聞記者ガ聽キ損ウテ居レバヤリ直シテ貰ヒタイ、是ガ私が確カメントスル第二ノ點デアリマス、古來相當ノ名臣賢將、偉イ總理大臣デモ皆苦言ハ受ケテ居ルノデアリマス

第三ニ私ハ畏多イガ言ハザルヲ得マセヌカラ、御許シヲ願ヒタイ、我が國ニ於テハ勅諭、詔勅ハ國民最モ是ハ崇敬致シマス、詔ヲ承ケテハ必ズ謹ム、聖德太子十七條憲法ノ一箇條デアリマス、濫リニソレ故ニ

詔勅ヲ持出シテ、比叡山ノ僧侶ガ神輿ヲ持チ出スヤウニ是モ詔勅、アレモ詔勅ト云ツテ相手ヲ壓伏スルコトハ、是ハ宜クアリマセヌ、是ハ 御上ニ對スル畏多イ極ミデアリマスケレドモ、適切ニ詔勅ヲ引用シテ議論ヲ立テルコトハ、許サレタコトデナケレバナラス、例バ地方制度ヲ議スルニ際シテ、地方制度設定ニ對シテ賜ハリマシタ勅旨ノ如キハ、何人モ之ヲ引用シテ憚リノナイモノト思ヒマス、是モ頭デ勅旨ノ引用ヲ禁止セラレタトハ解シマセヌケレドモ、本年一月十九日ニ行ハレマシタ新聞社六社ノ整理部長ト、情報官トノ會合ノ話頭ニ上ツタ話ガ、不完全デアツタカモ分ラヌ勅旨引用ガ禁止セラレタ如キ感ヲ持ツテ居ル新聞記者ノアルコトハ事實ナンデス、間違ヒナラバ御是正ヲ願ヒタイ、同様ノコトデアリマスルガ、憲法論、勅旨ト同ジデ大權干犯ナドト云フコトヲ、濫發シテハ宜クアリマセヌ、濫リニ事ヲ大權ニ托シテ相手ヲ壓伏スルト云フコトハ、私ハ採リマセヌ、平常時ニ於テモサウデアリマス、平常時ニ或ルモ一方ノ者ガ大權呼ハリシテヤルコトハ、私ハ非常ニ苦々シク思ツテ居ル、況ヤ戰時ニ於テハサウデアリマスケレドモ、冷厳ナル根據アル憲法論ヲ議會デスルコトモ、亦議會ヲ外ニシテ新聞ノ論說、社説ニ謳フコトモ、

是ハドウモ禁ジラレル筈ハナイ近時動モスルトソレマデガ禁ジラレテ居ル、新聞ニハ官僚ト云フ二字ヲ書イテモイケナイノダト言ツタ感ヲ與ヘテ居リマスルガ、是ハ間違

ヒガラウト思マヒス、間違ヒナルコトヲ此ノ議場デ明カニサレマスルト云フト、全國ガモツカラワツシテ良クナラウト思マヒス、是ガ御尋申ス第三ノ點デアリマス

茲ニ私ハ諸君ノ御倦怠ヲ厭ハズ、一寸法律論ノヤウナコトヲ致シテ見タイ、ソレハ政策ト云フ文字ト、國策ト云フ文字デアリマス、斯様ニ申シマスル譯ハ、國家總動員法二十條ヲ根據ニシマシタ勅令三十七號、アレニ示達ヲ以テ新聞記事ノ制限ト禁止ヲナシ得ルコトガ、四ツ書イテアル、初メノ二ツハ省略致シマス、第三ト第四ニ付テ茲ニ手控ヘテ讀ンデ見マスルト、政府ガ戰前ト違ウテ戰時中ダカラト言ツテ、無條件ニ禁止シ得ルコトガ二ツアル、一ツハ「財政經濟政策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項」其ノ他「其ノ他國策ノ遂行ニ重大ナル支障ヲ生ズル虞アル事項」政策ト國策ヲ使ヒ分ケテ居ル、即チ政策ノ方ハ財政經濟政策ニ支障ヲ生ズルト言フト、平生ハ禁止シナイモノデモ、戰時中ハ財政經濟政策ハ大切ダカラ、是ハ禁止スル、國策ノ方ハ財政經濟ニ關シナイデモ、一般國策トシテ決ツタモノハ、是ハ重要デアルカラ、之ニ對スル支障ヲ生ズル言論ハ禁止スル、事財政經濟ニ關セバ政策ト云フ程度ノモノデモ禁止サレル、財政經濟以外ノモノハ、國策ト云フ「レベル」ニ上ツタモノニシテ、初メテ政府ノオ手ガ入ル、此ノ區別ナンデス、ソコデ國策ト云フ觀念ト、政策ト云フ觀念ハ俗語デハナクシテ、法律語ニナツタ

ノデス、何ガ國策ナリヤ、何ガ政策ナリヤト云フコトヲ決メテ掛カラスト云フト、情報局ノ仕事モ、内務省ノ仕事モ出來マセヌ(拍手)是ハ一例デスガ、例ヘバ市制、町村制ヲ改正スル、市長ノ選舉方法、村長ノ選舉方法ヲ變ヘルト云ツタヤウナコトハ、ドウ最良目ニ見テモ、是ハ國策ト云フモノデハナイ、是ハ政策ニ外ナラス(拍手)所ガ政策デアツテ、而モ是ガ經濟問題ノ政策デハナイ、經濟財政政策デナイ、是ハ私ハ議論ガアルマイト思フ、サウ致シマスルト、之ニ對スル批判トカ、或ハ贊否トカ云フコトハ、情報局取締ノ對象トナルベキモノデナイト云フコトモ間違ヒナイト思ヒマス(拍手)是レ以上深入リ致シマスルト、法律書生ノ議論ニナリマスカラ、私ハ申シマセヌ、考ヘテ居ルケレドモ申シマセヌ、常識上是ハ確カナコトデアアル、所ガ市制、町村制、乃至私ガ今審議致シテ居リマスル都制、是等ニ付テ一般ノ批判ガ禁ゼラレタリ、或ハ此ノ案ノ來歴ヲ解説スルコトガ差止メラレタリ、況ヤ之ニ付テノ贊否ヲ紙上ニ書クコトガ、禁ゼラレタト云ツタヤウナ印象ヲ、都下ノ新聞ニ與ヘテ居ルノデス、是モ一月十九日會見ト云フモノヲ能ク調査シテ見マスルト、情報官ガ全部は止メタモノデモナイラシイノデス、言葉デハ止メタモノデハナイラシイ、ケレドモ、初メ申シマスル通り、今日我が國ノ言論統制ノ組織ト云フモノガ、法律上政府ニエライ權力ガアリ、經濟上エライ實力ガアル、ソコデ其ノ

席ニ居ル情報官ノ心持ガ、ソレニ傾イテ居ルト云フコトヲ見マスルト、新聞ハズラツトソコニ出シテ來ル、是ハドウ云フ結果ヲ生ズルカト云フト、地方制度トカ、團體統合トカ云ツタヤウナ國策デモナシ、財政經濟ニ關スルコトデモナイ、ソレニ付テノ議論ガ公ニ出來スト云フコトニナルト、非常ニ民論ハ鬱血スル、座敷ノ中ニ煙ガ一パイニナツタヤウナ心持ニナル、此ノ戰爭ガ短期デアツタラ、其ノ内ニ解決スルカラソレデ宜イガ、長期戰ヲヤラウト云フノニハ、一方ニ於テ一生懸命ノ努力ガ要ルト同時ニ、他方ニ於テハ朗カニ國策ヲ議スルト云フコトデナイト、長期戰ハ戰ヒ抜ケマセヌ(拍手「ヒヤ」)是ハ一例デス、是ハ現實ニアツタ一例デアリマスルケレドモ、總動員法ヲ根據トシテ勅令ノ運用ニ付テハ、國策ノ政策ノ區別ヲ頭デハツキリシテ、財政經濟ニ關係シナイ政策ノ如キハ、ドン／＼ト私ハ議論サシテ行カレル方ガ、國民ニ發散ノ途ヲ與ヘテ、長期戰ヲヤリ抜ク爲ニ、非常ニ必要ナコトデアルト思ヒマス、戰爭ヲヤルノニハ、歌モ歌ウテハナラス、議論モシテハナラス、統制經濟バカリヤツテ居レト云フノデハ、國民ノ勢力ハ衰ヘテ來ル、是ハ機微ノ話デ、斯ウ云フ大キナ聲デ演説スルノニハ適セヌ、洵ニ微妙、機微ナコトデアリマスケレドモ、國ノ政治ヲ扱ツテ居ル者ハ、ソコノ呼吸ヲ知ラナケレバ政治ニハナラス

其ノ次ニ私ハ對外宣傳ノコトヲ一言申上ゲテ見タイ、過日來豫算委員會、決算委員會デ情報當局ガ、我が國ノ對外宣傳ガ巧ク行ツテ、敵ノ「デマ」ヲ破摧シテ居ルト云フ御報告ガアリマシタ、洵ニ結構ナコトデアリマス、ソレノミナラズ、我が大本營ノ發表ト云フモノハ、世界無比ナンデアル、敵國デモ之ヲ尊重シテ居ルノデス、是ハ洵ニ結構デス、併シ海外ニ對スル宣傳ハ、情報ヲ彼ニ與ヘタリ、彼ノ「デマ」ヲ破摧スル、是ダケデハ終ラナイ、殊ニ我が國デハ是ダケデハ終ラナイ、情報當局ノ非常ニ重大ナ任務ハ、我が國ノ戰爭目的ヲ世間ニ周知セシメルコトデアリマス、八紘ヲ以テ宇ト爲ス、各國及ビ各人ヲシテ、各其ノ所ヲ得シメル、道義ヲ基礎トスル新秩序ヲ建設スル、此ノ雄大ナ聖戰ノ大理想ヲ能ク闡明シテ、浸潤徹底セシメ、之ヲ了解セシメ、サウ云フコトデアツタラ贊成ダト云ツテ、之ニ贊成シ、之ニ憧憬スル、中立國モ、敵國ニ至ルマデ、日本ノ新秩序ト云フコトハ、聞イテ見レバ、是ハ宜イデハナイカ、之ニ双向フ必要ガナイト云フマデニ、彼ニ浸潤徹底セシメルコトガ、私ハ我が國情報作用トシテ一番ノ大任務ト思ヒマス、彼ノ「ビルマ」「フィリッピン」ニ對シテ獨立ヲ與ヘル、獨立ト申シマシテモ、固ヨリ英米流ノ個性原理ニ基イタコトバカリヲ、彼等ガ考ヘテ居ツタナラバ、是ハ誤リデアアル、道義ニ基ク新秩序ノ中ニ於ケル獨立デナケレバナラス、彼等ニ此ノコトヲ能ク知ラサスト云フト、英語ノ「インデペンデンス」ト同ジヤウニ思ウテハ、是ハ事

ガ間違ヒデス、併シサウ申スモノノ、此ノ八紘一字ノ大理想ヲ宣傳スル、是ハ非常ニ困難ナコトデス、何シロ國家ノ傳統モ違ツテ居リマスルシ、教育モ違ツテ居リマスルシ、教養モ違ツテ居ル、第一言葉サヘモ、我が國ノ八紘一字ノ大理想ト云フコトヲ、如何ニ言ウテ聽カスカ、言葉サヘモナイ、サウ云フモノニ向ツテ、此ノ大理想ヲ徹底セシメルノハ、戰爭ヲスル位難カシイコトデアリマス、大難事デアリマス、難カシイコトデアルガ、之ヲヤラナカッタラ、大東亞建設ハ出來ハセズデス、眞ノ大建設、心カラノ大東亞建設ハ、此ノ大理想ヲ彼等ヲシテ認識セシメル、又此ノ戰爭ニ講和條約——敵ヲ屈伏セシメルノガ、彼等ヲシテ大理想ヲ認識セシメル所以デアリマス、デアリマスカラ、難カシイカラト云ツテ、是ハ尻ヲ見スル譯ニハ行カヌコトナンデス、全體今ノ情報陣營デ本當ニ是ガ出來ルノデアリマセウカ、私ハ是ガ聽キタイ(拍手)私ハ惟フノニ、此ノ大戰爭デス、一億國民何人ト雖モ國家ノ爲ニ盡スコトニハ少シモ躊躇シナイ、所謂總力戰、日本ハ總力戰中ノ總力戰デス、デアリマスルカラ、斯ウ云フ戰爭ヲスルノニハ、一億國民ノ中ノ一番良イ人材ヲ之ヲ引抜イテヤラセル、此ノ外ニ途ハナイ、ソコデ言ヒニクイコトデアリマスルガ、半生ノ間官界ニ席ヲ置イテ、俸給生活ヲサレタ人バカリガ、其ノ適材デアルト云フコトニハ限ラナイ、適材ガ他ニモアレバ御利用ニ相成ル方ガ宜イノデハナイ

カ、私ハ餘所ノ國ノ例、殊ニ今敵國トナツ
テ居ル國ノ例ヲ引クデアリマセヌケレド
モ、前ノ大戰ニ聯合國ガ到頭振テ伏セタ
ノハ、「イギリス」ノ某新聞社長ガ情報總裁
トナツテ、世界中ヲ吹捲ツタオ蔭デアルト
云フコトヲ聞イテ居リマス（拍手）情報局總
裁中々立派ナ御方デアリマスガ、是ダケ
ノ膽力手腕ヲ有ツテ居ラレマセウカ、國民
ハ家ノ爲ニナルノデアツタナラバ、皆ド
ウ云フ職業モ抛ツテ協力致シマス、情報局
カラ英米ヲ吹捲クルコトニ手傳ヘト云フナ
ラバ、ドンナ職業デモ廢メテオ手傳ヒ致シ
マス、ダカラ此ノ戰爭ノ重大使命ニ鑑ミマ
シテ、情報陣營ニ向ツテ民間ノ秀才ヲ拔擢サ
レテ、英米ヲ宣傳デ吹捲クルト云フ御企畫
ヲ御立テニナル御氣持ハゴザイマスマイカ、
是ガ私ノ最後ノ問ヒデアリマス、固ヨリ明
確ナ御答ヘヲ求メマセヌ

唯誤解ガアツテハイケマセヌカラ、一言、
二言終リニ附加ヘマスガ、私が今聴キマシ
タ各項目ハ、昔流ノ言論ノ自由ノ法則ガド
ウダ、斯ウダト言ツタヤウナ、微ノ生エタ
議論ヲシテ居ルノデハナイ、事ハ戰時中デ
ス、言論、文章ノ自由ニ背クデヤナイカ、
ソシテ野暮ナコトヲ言ツテ居ルノデハナイ、
又私が偶々議員デアルカラ、議員ノ言論ヲ
尊重セヨト云ツタヤウナ、ソシテ淺ハカナ
立場デ言フ立ツテ居ルノデハアリマセヌ、
偶然私ハ議員デアリマスカラ甚ダ困リマス
ガ、議員ダカラ議員ノ言論ヲ尊重セイト云
フノデハアリマセヌヨ、唯帝國議會ヲ持ツテ

居ル日本トシテハ、是ガ宜イノダカラト云
フ第三者ノ意見ナンド、又對外宣傳ニ致シ
マシテモ、今マデヤツテ居ラレル對外宣傳
ガ、不正確ト云フ意味デハアリマセヌ、是
ハ正確デ信用ヲ得テ居ル、併シ之ヲ強化セ
イト言ツテモ、「ルーズヴェルト」ヤ「チャー
チル」ガヤルヤウナ嘘ツバチ、夢ノヤウ
ナ戰後世界秩序ヲ宣傳セイト言フノデハナ
イ、宣傳ト云フ言葉ハ甚ダ語弊ガアルガ、
彼等ノ聲ミニ傲ウテ、世界中ニ嘘ヲ振り撒
ケト云フノデハアリマセヌ、サウデナクテ、
第三國及ビ敵國ニ甚ダ分リニクイ我が國ノ
深遠ナル聲國ノ大精神ヲ、世界ニ徹底スルコ
トガ、戰爭ニ勝ツ所以デモアリ、敵デモ、
中立國デモ苟クモ「ヒューマニティ」、人類
ニ向ツテ惠澤ヲ與ヘル所以デアルト云フ理
想カラ申シテ居ル、ドウカ誤解ナキヤウニ
御聽キ下サイマシテ、簡單、明確、率直ナ
ル御答辯ヲ御願ヒ致シマス（拍手）

（國務大臣谷正之君登壇）
○國務大臣（谷正之君） 御質問ニ御答ヘ致
シマス、御質問ノ次第ハ大體三點ニ要約致
サレルト思ヒマスノデ、逐次御答ヲ致シマ
ス

第一點ハ國內言論報道ノ指導監督ニ付テ
ノ御質疑デゴザイマスガ、今次ノ戰爭ハ帝國
ノ隆替、東亞ノ興廢ヲ決スル有史以來ノ大
戰爭デアリマシテ、是ガ完遂ニハ國家國民
ノ總力ヲ、戰勝ノ一途ニ結集スルヲ必要ト
致シマスコトハ、申上ゲマスルマデモナイ所

デアリマス、此ノ爲ニハ政府ニ於キマシテ
ハ、國內ノ言論報道ニ付キ、一面國策ノ內
容、政府ノ意圖ヲ國民ニ十分周知徹底セシ
メマスルコトニ努メテ居リマスルガ、同時
ニ他方旺盛闊達ナル言論報道ニ依リ、國論
ノ昂揚、國民ノ志氣ノ振作ヲ圖リ、之ニ依
ツテ眞ニ朝野一體、舉國一致ノ完遂ニ邁進
スルコトヲ期シテ居ルノデアリマス、言論
報道ノ取締ニ付キマシテモ、其ノ趣旨ヲ以
テ臨ンデ居ルノデアリマシテ、苟クモ戰爭
完遂ニ支障アルガ如キモノニ對シマシテハ、
嚴重ニ取締ヲナスコトハ當然デアリマスル
ガ、戰時下ニ於ケル言論報道ヲシテ、萬民
翼贊ノ精神ニ依リ、其ノ機能ヲ十分發揮セ
シムル點ニ付キマシテハ、今後一層細心ノ
留意ヲ以チマシテ、萬遺憾ナキヲ期シタイ
ト存ジテ居リマス

第二點、戰時下ニ於ケル對外宣傳ニ付キ
マシテハ、戰爭勃發以來其ノ基本方針ト致
シマシテ、一面我が赫々タル戰果ト、我が
必勝不敗ノ態勢ヲ周知セシムルト共ニ、畏
クモ萬邦ヲシテ各、其ノ所ヲ得シムルノ大
詔ニ則リマシテ、道義ニ基ク新秩序建設ヲ中
外ニ表示シ、我が國聲國以來ノ國是デア
ル所ノ八紘爲宇ノ精神ヲ世界ニ宣揚シ、以テ
敵米英ノ利己的、物質的ナル戰爭目的又ビ
其ノ欺瞞的宣傳ノ聲援ニ努メテ來タノデア
リマスルガ、今後ニ於キマシテハ、大東亞ニ
於ケル儼然タル事實ニ立脚シ、一層帝國ノ
眞意ヲ大東亞共榮國、中立國並ニ敵國人民
ニ對シ浸潤徹底セシメテ、其ノ理解ト納得

トヲ得、第三國人ノ共鳴ヲ求ムルト共ニ、
敵國民ヲシテ、其ノ戰爭ガ如何ニ無意味ノ
師デアルカラ痛感セシムル如キ、萬全ノ措
置ヲ講ジタイト考ヘテ居リマス

第三點、以上述べマシタル施策ノ實行ニ
付キマシテハ、從來モ言論報道機關及ビ民
間識者ノ協力ヲ求メ來ツタノデアリマスガ、
現下戰局ノ重大ナル鑑ミ、特ニ言論報道
機關ガ、國策ノ推進、國論ノ昂揚、國民ノ
結束ニ一層其ノ使命ヲ果スト共ニ、對外思想
戰ニ於テモ挺身奉公、其ノ最善ヲ盡サンコ
トヲ深ク期待スルモノデアリマス、是ト同
時ニ政府ニ於キマシテモ、民間ノ有識者ノ
知識ヲ一層活用スベキ方途ヲ講ジ、是等ニ
依リマシテ武力戰ト同様、内外思想宣傳戰
ニ於キマシテモ敵側ヲ壓倒シ、其ノ必勝ヲ
期スル決心デアリマス、就キマシテハ諸君
ノ格別ノ御協力ヲ御願ヒスル次第デアリマ
ス

〔內務大臣進ンデ答辯セヨ〕ト呼ビ其
ノ他發言スル者多シ

○議長（岡田忠彦君） 靜カニ、靜カニ
內務大臣ヨリ發言ノ御通知ガアリマセヌ

○森下國雄君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此ノ際、政府提出、戰
時刑事特別法中改正法律案ヲ議題トナシ、
其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス
○議長（岡田忠彦君） 森下君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ
○議長（岡田忠彦君） 御異議ナシト認メマ

ス、仍て日程ハ變更セラレマシタ——戰時
刑事特別法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ
マス——岩村司法大臣

戰時刑事特別法中改正法律案（政府提
出、貴族院送付） 第一讀會

戰時刑事特別法中改正法律案
戰時刑事特別法中左ノ通改正ス
第七條第六項ヲ削ル

第七條ノ二 戰時ニ際シ國政ヲ變亂スル
コトヲ目的トシテ人ヲ傷害シ、逮捕シ
又ハ監禁シタル者ハ一年以上ノ有期ノ
懲役又ハ禁錮ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シ
タル者ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ
懲役若ハ禁錮ニ處ス

戰時ニ際シ國政ヲ變亂スルコトヲ目的
トシテ人ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタ
ル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
刑法第二百八條第二項ノ規定ハ前項ノ
暴行ノ罪ニ付テハ之ヲ適用セズ

第七條ノ三 戰時ニ際シ國政ヲ變亂スル
コトヲ目的トシテ騷擾ノ罪其ノ他治安
ヲ害スベキ罪ノ實行ニ關シ協議ヲ爲シ
又ハ其ノ實行ヲ煽動シタル者ハ七年以
下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第七條ノ四 戰時ニ際シ國政ヲ變亂シ其
ノ他安寧秩序ヲ紊亂スルコトヲ目的ト
シテ著シク治安ヲ害スベキ事項ヲ宣傳
シタル者ノ罰亦前條ニ同ジ

第七條ノ五 第七條第三項乃至第五項又
ハ前二條ノ罪ヲ犯シタル者自首シタル

トキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
（國務大臣岩村通世君登壇）

○國務大臣（岩村通世君） 只今上程ニ相成
リマシタ戰時刑事特別法中改正法律案ニ付
テ、提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、戰時
下國內ニ於ケル治安確保ガ、戰爭遂行ノ基
礎條件ヲナシテ居リマスルコトハ、申スマ
デモナイ所デゴザイマシテ、曩ニ御協賛ヲ
得マシテ既ニ實施シテ居リマスル戰時刑事
特別法ニ於キマシテ、刑事ニ關スル實體的
規定竝ニ手續規定ニ付キ、臨時應急ノ措置
ヲ講ジマシタ所以モ、治安ノ確保ニ資セン
トスルニ外ナラナイノデアリマス、然ルニ

大東亞戰爭ガ愈々本格的段階ニ入り、決戰
ノ連續ヲ見ルニ至リマシタ今日ニ於キマシ
テハ、一層治安ノ確保ニ努メ、一億一心ノ
舉國協力態勢ヲ堅持スルノ要益、緊切ノ度ヲ
加ヘテ參ツタノデアリマシテ、是ガ爲ニハ

此ノ際國政ヲ不法ニ變亂スルノ目的ヲ以テ
ナサル所爲ニシテ、其ノ所爲ガ舉國一致
ノ態勢ニ、重大ナル影響ヲ及ボスノ虞アル
ガ如キモノニ付テハ、極力之ヲ防遏致シマ
スルコトガ、喫緊ノ要務デアルト考ヘマス、
而シテ此ノ種事犯中、國政變亂ヲ目的トス
ル殺人ノ罪ノ處罰ニ付キマシテハ、既ニ戰
時刑事特別法中ニ、必要ナル規定ガ設ケラ
レテ居ルノデアリマスガ、新タニ國政變亂
ノ目的ヲ以テ、人ノ身體又ハ自由ニ害ヲ加
フル罪ニ付キ特別ノ規定ヲ設クルト共ニ、

同一ノ目的ニ出デタル治安ヲ害スベキ犯罪
ノ實行ニ關スル協議及ビ煽動ヲ處罰シ、尙
ホ國政ヲ變亂シ、其ノ他安寧秩序ヲ紊亂ス
ルコトヲ目的トシテ、著シク治安ヲ害スベ
キ事項ヲ宣傳シタル行爲ヲモ處罰スルコト
トシ、以テ現行刑罰法規ヲ整備擴充シテ、
戰時下治安ノ確保ニ遺憾ナキヲ期シタ次第
デアリマス、何卒慎重審議ノ上協賛ヲ與ヘ
ラレンコトヲ切望致シマス（拍手）

○議長（岡田忠彦君） 質疑ノ通告ガアリマ
ス、順次之ヲ許シマス——一松定吉君

（一松定吉君登壇）

○一松定吉君 只今上程セラレマシタ戰時
刑事特別法中改正法律案ニ關シマシテ、少
シク司法當局、內務當局其ノ他關係當局ニ、
私ノ疑問ト致シテ居ル所ヲ、御質問申上ゲ
タイノデアリマス、司法當局ガ此ノ議會ニ
御提案ニナリマシタ本法案、竝ニ在滿日本人
ノ身分ニ關スル滿洲國裁判ノ效力ニ關スル
法律案、裁判所構成法中改正法律案、陪審
法ノ停止ニ關スル法律案、何レモ戦力増強
ノ爲ニ必要ナリトシテ御提案相成ツタコト
ト存ズルノデアリマス、此ノ點ニ關シマシ
テハ、私ハ敢テ彼此申上ゲルノデハゴザイ
マセヌ、此ノ戦力増強ニ關シマシテ、司法
當局トシテ是ダケノ四案以外ニ、尙且ツ戦
力増強ニ最モ必要ナル諸政策ハナイノデア
ラウカ、若シクハアルノデアラウカ、アル
ナラバ、サウ云フ政策ニ付テ十分検討シテ、
此ノ議會モマダ餘程日數ハ餘サレテ居リマ
スルカラ、御提案ニ相成ルカ、然ラザレバ

此ノ次ノ適當ナル機會ニ、ソレ等ノ法案ヲ
御提出相成ルコトガ必要デハナカラウカ、
サウ云フ點ヲ先ヅ最初ニ御伺ヒ致シマシテ、
其ノ次ニ本法案ニ關シマスル大體ノ質問ヲ
試ミタイノデアリマス

先ヅ第一ニ、此ノ戦力増強ニ關シマシテ
ハ、一億國民ノ燃エ上ガル熱意ヲ集結致シ
マシテ、サウシテ此ノ大東亞戰爭ヲ勝拔カ
ナケレバナラナイコトハ、論ズルマデモゴ
ザイマセヌ、ソレニ付キマシテ色々諸政策
ガ、今期議會ニ政府カラ御提案ニ相成リマ
シタコトハ、吾々其ノ政府ノ御勞苦ニ關シ
マシテ十分ナル敬意ヲ表シ、熱心ニ是ガ審
議ヲ進メラレテ居ルコトハ、御承知ノ通り
デアリマシテ、私ハサウ云フ時ニ、司法當
局ノ此ノ四案ダケデハ、少シク手緩イノデ
ハナカラウカ、モウ少シク司法當局トシテ、
戦力増強ニ關スル諸政策ガアルノデハナカ
ラウカ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、
今試ミニ私ノ考ヘテ居リマスルコトヲ少
シク申述ベテ、サウシテ御考慮ヲ願ヒタ
イノデアリマス、ソレハ第一此ノ戦力増強、
國民ノ燃エルガ如キ熱意ヲ集結シテ、眞ニ
一億一心ノ實ヲ舉ゲサセルニハ、色々方策
ノアルコトハ言フマデモゴザイマセヌガ、
先ヅ遵法精神ノ昂揚ト云フコトモ、私ハ大
イニ重大ナル關係ガアルト存ズルノデアリ
マス、ソレガ爲ニ司法當局ニ於ケレマシテ
モ、此ノ遵法精神ノ昂揚ト云フコトニ關シ
テ、随分御骨折ニナツテ居ルコトハ承知シ
テ居リマスアレドモ、其ノ内デ吾々國民ガ

一番關心ヲ持チマスコトハ、彼ハ行政執行法ノ濫用ト云フコトヲ、是非之ヲ改メテ、サウシテ合法的ニ犯罪ノ捜査ニ資スルト云フコトガ、憲法精神ノ昂揚ニ關シテハ、第一ノ急務デアリト、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、御承知ノ如ク行政執行法ノ第一條ハ、豫防檢束及ビ救護檢束、此ノ二ツノ檢束方法ガ規定セラレテアリマシテ、此ノ方法ハ行政上ノ處分ニ適用セラルルモノデアリマシテ、犯罪捜査ノ爲メニハ用ユルコトガ出來ナイノデアリマス、然ルニモ拘ハラズ依然トシテ犯罪捜査ノ爲メニ濫用スルト云フガ如キコトガ、年々歳々行ハレテ居リマシテ、常ニ此ノ議場ニ於テ論議セラレタノデアリマス、然ルニ今尙ホ是ガ改メラナイ、サウシテ犯罪捜査ニ關シマシテ、警察官ガ此ノ法規ヲ濫用スルバカリデナク、甚ダシキハ數十日間數箇月間被疑者ヲ檢束スルト云フガ如キ實情デアリマス、是ハ明カニ職權濫用デアリ、刑法上ノ違法行爲デアリ、濫職罪デアルト云フコトハ、論議ノ餘地ガナイノデアリマス、サウ云フヤウナ實情ヲ國民ガ見聞スル時ニ於テ、如何ニ國民ニ憲法精神ヲ昂揚セヨト言ヒマシテモ、政府警察官自分ガ法律ヲ紊スヤウナコトヲヤツテ居ルデハナイカ、民間ニ向ツテ憲法精神ヲ昂揚セヨト云フガ如キコトハ、烏滸ガマシイデハナイカト云フヤウナ批判モナキニシモアラズデアリマス、故ニ斯ウ云フヤウナ非違ヲ改メマスルニハ、ドウシテモ合法的ノ強制方法、合法的ノ犯罪捜査ノ手段

ト云フモノヲ用ヒナケレバナラスノデアリマスガ、現行ノ刑事訴訟法ノ所謂強制處分ダケデハ、犯罪捜査ニハ十分ノ效果ノナイコトハ、私モ認メテ居ルノデアリマス、デゴザイマスルカラ檢事若クハ警察官ニ對シテ、犯罪捜査ノ爲メノ強制權ヲ與ヘルト云フコトモ亦必要ニムベカラザルコトデアラウト考ヘテ居ルノデアリマス、ソレニ付キマシテハ曩ニ協賛ヲ與ヘ既ニ實施セラレテ居ル彼ノ治安維持法、國防保安法ノ捜査ニ關シ檢事ニ強制權ヲ與ヘタヤウニ、他ノ犯罪捜査ニ關シマシテモ、列舉主義ヲ採ルカ、罪質主義ヲ採ルカ、刑期主義ヲ採ルカ、如何様ニカ致シマシテ、合法的ニ此ノ犯罪捜査ノ出來ルヤウニシテ、一面行政檢束ヲ濫用スルト云フヤウナ忌ハシキ行ヒハ、是非之ヲ改メナケレバナラスト、私ハ考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)斯ウ云フヤウナコトヲスルニ付キマシテハ、ドウ云フ風ニ與ヘルノガ宜イカト云フコトニ付テハ、非常ニ研究ヲ重ネナケレバ、容易ニ與ヘルコトモ出來マスマイ、サウ云フヤウニシテ速カニ合法的ニ犯罪捜査ガ出來テ、サウシテ官吏自身カラ、法律ニ背反スルガ如キ行爲ナカラシメルト云フコトガ、總理大臣ノ所謂官吏ハ民衆ニ範ヲ垂レナケレバナラスト云フ御趣旨ニ、合致スルコトデアラウト思フノデアリマス、故ニ私ハ司法當局竝ニ內務當局ガ、速カニ是等ノコトヲ是正スベク適正ナル方法ヲ考ヘ案ヲ練ルコトガ、必要デアルト考ヘルノデアリマス、是ガ方法トシテハ、一大審

議會ヲ設ケルト云フコトモ必要デアリマセウ、又他ノ方法トシテハ學者、實際家等權威者ニ十分ノ意見ヲ確カメテ、適當ナル方法ニ依ツテ、之ヲ是正スルコトガ必要デアルト考ヘルノデアリマスガ、何故ニ斯ウ云フ點ニ力ヲ用ヒナカツタカト云フ點ヲ、御答辯ガ出來マスルナラバ、是非本議場ニ於テ御答ヘヲ願ヒタイノデアリマス

其ノ次ニハ、尙ホ此ノ戰力増強ノ爲ニ司法省トシテ力ヲ用フベキコトハ澤山ゴザイマセウガ、全國ノ辯護士ヲ活用スルト云フコトモ、一ツノ方法デアラウト思フノデアリマス、私先般九州地方ニ司法制度ノ視察ニ參リマシタ時ニ、到ル處ニ辯護士會ノ諸君ガ吾々ニ懇ヘル、自分等ハ指導階級ニ居リナガラ、今働カウトシテモ何モ働クヤウナ方法ヲ(司法省カラモ與ヘラレテ居ラナイ、吾等個人々々トシテハ、ソレノ職域奉公ヲシテ居ルケレドモ、辯護士ガ一團體トナツテ御國ノ爲ニ働クト云フコトハ、戰力増強ニ大イニ力アルト考ヘルノデアルガ、一ツ考慮ヲ願ヒタイト云フ熱烈ナル希望ガアリマシタ、私ハ尤モナコトデアラウト思フノデアリマスルガ、今日ノ如ク經濟法規等ガ朝出テ夜改マルト云フヤウニ、非常ニ頻繁ニ法規ノ改廢サレル時ニ於テハ、法律ノ専門家デアアル辯護士ヲ活用シテ、民衆ヲシテ誤リナカラシメルニヤウ、指導誘掖セシメルト云フコトガ、一ツノ方法デハナカラウカト思フノデアリマス、サウ云フヤウナ方法ガ宜シイト云フコトニナレバ、全國辯護士ヲ

打ツテ一丸トスベキ一ツノ機關ヲ拵ヘルトカ、辯護士法ノ改正ヲスルトカ、若シ辯護士ニ對シテ再教育スル必要ガ、サウ云フ點ニ於テアルナラバ、サウ云フ方法ヲ實施スルト云フヤウナコトヲ、一ツ御考ヘニナツテ、サウシテ時局ニ即應シタル職域奉公ヲナサシムルコトヲ、御考慮ニ相成ル必要ガアラウト思フノデアリマスガ、斯ウ云フ點ニ付テハ、ドウ御考ヘニナツテ居ラレマスカソレカラ尙ホ私ハ茲ニ一ツ非常ニ遺憾ニ思ヒマスコトハ、戰時刑事特別法ノ第十五條ニ依リマス、所謂業務上不正ノ利益ヲ得ル目的ヲ以テ生活必需品ノ買占又ハ賣惜ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス」ト云フ規定ガアリマス、即チ民間人ニ於テ時局ヲ認識セズ、時局ニ關スル政府ノ政策ニ反對スルガ如キ行動ヲナス者ニ對シテハ、五年以下ノ懲役若クハ一萬圓以下ノ罰金ヲ科スルト云ツタヤウナ重刑ヲ以テ臨ンデ居ルニ拘ハラズ、是等ノ經濟統制等ニ關係アル官吏ノ中ニハ、實ニ口ニスルモ忌ハシイヤウナ行ヒヲシテ、是等ノ業者ニ向ツテ、積極的ニ賄賂ヲ要求スルト云フヤウナコトガアルカノ如キ風評ヲ耳ニシテ居リマス、具體的ノ事實モ存ジテ居リマスガ、ソレハ此ノ席上デハ申上ガマセス、斯クノ如ク自ラ民衆ニ範ヲ垂レナケレバナラナイ官吏ノ内ニ、其ノ職權ヲ濫用シテ賄賂ヲ要求シ、賄賂ヲ取ルト云フガ如キコトガアリマシタナラバ、此ノ戰力増強ト云フコトニ付テハ、重大ナル惡影響ヲ及

ボスノデアリマスルカラ、宜シク司法當局ハ是等ノ官吏ニ對シテハ、嚴罰ヲ以テ臨ムト云フ法規改正ノ必要ガアルト、私ハ考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)斯ウ云フ點ニ付テハ十分御考慮ノ上、今期議會ニ是等ニ關スル改正案ヲ御提案ニ相成ルコトガ必要デアルト思ハレルノニ、何故之ヲ提案セラレナカツタノデアルカ、御提案ニナラナカツタ理由ガアルナラバ、其ノ理由ヲ承リタイ、若クハ將來特別ノ機會ニ於テ、之ヲ提案スルト云フ御用意ガアルナラバ、ソレヲ言明シテ、サウシテ國民ヲシテ官吏デアツテ、惡イ事ヲスレバ斯ウ云フコトニナルノダト云フコトヲ、十分ニ認識セシムルト云フコトハ、戰力増強ニ大ナル利益アリト、私ハ考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)

次ニ司法省ノ戰力増強ノ一方法トシテ、彼ノ前科ノアル人、既ニ刑ノ執行ヲ受ケタ人ガ、我が國ニハ隨分澤山現存シテ居リマス、是等ノ人ハ前途暗澹トシテ、公衆ノ面前ニ出テ自分カラ進ンデ働クト云フコトヲ、恥カシク感じテ居ル、成タケ引込思案デ居ルト云フ者ガ隨分澤山アル、殊ニ今回ノ經濟統制違反ノ前科者ハ、私ノ想像デハ十數万人ヲ超エルデアラウト思フノデアリマス、斯ウ云フ人々ガ皆前科者トシテ、小サク引込シテ居ルト云フガ如キコトハ、今日戰力ヲ増強シ、一億一心火ノ玉トナツテ、此ノ戰時決戰體制ヲ形成シナケレバナラスト云フ時ニ於テハ、宜シカラナイコトデアラウト思フノデアリマス、故ニサウ云フ者ノ中

デ、罪質ノ善イ者、改悛ノ情ノ顯著ナル者、御國ノ爲ニ十分ニ働ク所ノ熱意ヲ藏シテ居ル者等ニ對シマシテハ、宜シク復權ヲ奏請シテ、是等ノ前科ヲ取消イテヤツテ、喜ンデ此ノ大東亞戰爭ヲ勝ち抜ク爲メニ働クコトノ出來ルヤウニ仕向ケルト云フコトハ、戰力増強ノ一ツノ良イ方法デアルト考ヘルノデアリマスガ、之ニ對シテハ司法當局ハドウ云フ御考ヘヲ持ツテ居ルノデアリマスカ、ソレヲ一ツ伺ツテ見タイノデアリマスカ

次ニ私ハ過般九州ノ或ル刑務所ヲ視察致シマシタ時ニ、其ノ既決囚人ガ、所謂軍需工業ニ向ツテ非常ナ決心ヲ以テ働イテ居ルコトヲ見テ、實ニ喜ンダノデアリマス、所謂囚徒デアツテモ、此ノ時局ヲ十分ニ認識シテ、是ダケ晝夜兼行軍需工業ノ爲ニ働ク、實ニ嬉シイコトデアアル、斯様ニ考ヘタノデアリマスルガ、サウ云フ囚人ノ内ニハ技能ノ優秀ナル所謂熟練工ト云フヤウナモノモ澤山居ルコトト思ハレマス、斯ウ云フ人ニ對シマシテハ、法規所定ノ刑期三分ノ一ヲ過グルト同時ニ、直チニ假出獄サシテ、サウシテ民間ノ軍需工場ニ飛込マセ十分ニ働カセルコトガ、戰力増強ノ上ニ大イナル効果ガアルコトト考ヘルノデアリマスガ、サウ云フ點ニ付テ司法當局ハドウ云フ御考ヘデアルカ、若シクハドウ云フヤウナコトヲ實際ヤリツツアルノデアルカト云フコトヲ、御差支ヘノナイ程度ニ於テ、明カニシテ戴キタイノデアリマスカ

ソレカラ今一ツ伺ツテ見タイコトハ、今日刑事裁判ヲ爲スニ際シ、裁判官ガ刑法上體刑ト罰金刑トニ付キ、刑ノ選擇ヲスルコトノ出來ル場合ニ、若シクハ之ヲ併科スルコトノ出來ル場合ニ、何等時局ヲ考慮スルコトナク、相變ラズ、舊態依然トシテ體刑ヲ言ヒ渡シ又ハ執行猶豫ノ言渡ヲ爲サズシテ、實刑ヲ科スルト云フガ如キ措置ニ對シテハ、大ニ考慮スル必要ガアルノデアアルマイカ此ノ犯人ハ平時ナラバ體刑ヲ科スベキダガ、世ノ中ニ出シテ働カセレバ隨分御國ノ爲ニナル、軍需工場ニ送レバ、非常ニ御國ノ爲ニ働ケルト思フヤウナ者デアレバ、御國ノ爲メニ實刑ヨリモ執行猶豫又ハ罰金ヲ言渡シテ、戰力増強ニ一役働カセテヤラウト云フヤウナコトハ考ヘル必要アリト思フ、然ルニサウ云フコトヲ少シモ念頭ニ置カズシテ、體刑ヲ科シテ刑務所ニ容レテ、自分ノ仕事ニ十分勤ナナイヤウナ、妙ナ手付キヲ以テ仕事ヲサセルト云フヤウナコトデハ、此ノ戰力増強ト云フコトニ重大支障ヲ來スモノト思フノデアリマスカ、斯ノ如キ場合、換言セバ少クモ體刑ト罰金刑トノ選擇刑ガアルヤウナ場合ニハ、體刑ヲ科セズシテ罰金刑ヲ科シテ、サウシテ本人ニハ自由ヲ與ヘテ戰力増強ニ役立タシメ、一面ニハ國家ノ收入ヲ殖ヤスト云フヤウナコトハ、戰時下ノ裁判トシテハ當然ノコトデハナイカト思フノデアリマスカ、斯ウ云フヤウナコトハ、司法大臣ガ司法官ノ裁判ニ直接干渉スルト云フ非難ガア

ルデハナイカト云フヤウナ疑ヒモ、ナキニシモアラヌデアリマセウガ、ソレハ個々ノ具體的ノ事實ニ向ツテ、裁判官ニサウ云フヤウナコトヲ取扱ヘト云フ指令ハ、勿論イケマセスケレドモ、今言ツタヤウナ趣旨ニ於テ、抽象的ニ本當ニ戰力増強ヲスルノニ、此ノ位ナ考ヘヲ持タナケレバナラスト云フガ如キコトノ訓示ヲ與ヘルト云フコトハ、私ハ當然ナスベキコトデアラウト思フノデアリマスルガ、ソレハ如何デゴザイマセウ、即チ東條總理大臣ガ、總テ非常ノ時ニハ、非常ノ處置ガ必要デアアル、ソレニハ先ヅ平時ノ考ヘカラ脱却シテ、戰時ノ頭ニナラネバナラス、一億國民ニ對シテハ、頭ノ轉換ガ必要デアアルノダ、サウスルコトニ依ツテ、此ノ大東亞戰爭ニ必ズ勝抜クノデアツテ、不可能ヲ可能ニスルコトガ出來ルノダ、斯様ニ首相ハ言ハレテ居ル、又大東亞戰爭ヲ勝抜ク爲ニ障礙トナル一切ノ政治ハ、之ヲ改メ、之ヲ排除シナケレバナラスト言ハレテ居ルガ、私モ此ノ東條首相ノ御言葉ハ、洵ニ其ノ通りデアツテ、所謂昔考ヘテ居ツタヤウナ舊態依然タル考ヘハ、速ニ一擲シテシマツテ、斯ウスルコトガ昔ハイケナカツタノデアアルガ、今日戰力増強ニハ必要デアルト云フヤウナコトハ、ドシ／＼自ラ進ンデヤルト云フコトハ、國民全部ガ考ヘナケレバナラストコトデアアルハ勿論、社會ノ指導的立場ニアル司法官ニ於テモ、同様ノ考ヘヲ以テ判決ニ臨ムコトガ必要デアラウト思フノデアリマス、斯ウ云フ點ニ對シテ司法

大臣ハ如何ナル御考ヘヲ持ツテ居ラレド
アリマセウカ、ソレヲ一ツ承ツテ見タイノ
デアリマス、大體司法省ノ戦力増強ト云フ
コトニ關シテ、緊急已ムベカラザル處置ト
シテハ、私ノ考ヘハ是位ガ主ナモノデハ
ナカラウカト思フノデアリマスガ、併シナ
ガラハ十分檢討致シタコトデアリマセウ、
唯私ノ卑見ニ過ギマセウ、司法省ニハ練達
堪能ノ方々ガ澤山控ヘラレテ居リマスルカ
ラ、是以上良イ案ガ澤山アラウト思ヒマス
ガ、若シアリマスルナラドシ、サウ云フ
案ヲオ出シニナツテサウシテ此ノ戦力増強
ニ大イニ貢獻セラレルヤウニ御心掛アラ
ントヲ、特ニ希望致スノデアリマス

是レヨリ進ンデ此ノ法律案ニ關スル質疑
ヲ致シマスガ、此ノ法律案ノ中デ一番問題
トナルモノハ、國政ヲ變亂スルト云フコト
デアリマセウ、此ノコトヲ此ノ本會議ノ席
上デ、私ト司法大臣トガ色々押問答致シマ
スレバ、唯時間ガ經ツバカリデナク、ソレ等
ノ細カイコトハ此ノ本會議場ニ於ケル質疑ト
シテハ、不適當デアラウト思ヒマスルカラ、是
ハ他ノ機會ニ讓ルコトニ致シマシテ、私ハ他
ノ觀點ヨリ質疑ヲ試ミタイノデアリマス

過般戰時刑罰特別法ヲ、吾々ガ審議致シ
マシタ時ニ、其ノ第七條ニ、司法大臣御
指定ノ如ク所謂殺人ヲヤツタ時ノ刑ガ加
重サレテ居ルノデアリマスカラ、ソレデ
モウ十分デハナイカ、人ヲ傷害シ、逮捕シ、
監禁シ、或ハ協議ヲシ、煽動スルトカ云フ
ヤウナコトハ、他ノ法律デ取締ルコトガ出

來ルヤウニ思ハレマスガ、今回特ニ此ノ法
案ヲ提出シテ、科刑ヲ重クシナケレバナラ
ヌト云フ特別ナ事情ガアルノデアリマスカ、
若シアリト致シマスルナラバ、ソレヲ一ツ
承ツテ見タイノデアリマス

ソレカラ第七條ノ四ノ「戰時ニ際シ國政
ヲ變亂シ其ノ他安寧秩序ヲ紊亂スルコトヲ
目的トシテ著シク治安ヲ害スベキ事項ヲ宣
傳シタル者ノ罰亦前條ニ同ジ」トアリマス
ガ、此ノ法文ハ全ク吾人ノ言論ヲ壓迫スル
法案デ、言論界ニハ重大ナル影響アル法文
ダト多クノ人ガ見テ居リマス、即チ「著シ
ク治安ヲ害スベキ事項」ト云フヤウナコト
ハ、ソレハ見方ニ依ツテハ著シクモナル
シ、見方ニ依ツテハ著シクナラヌ場合モア
ルデハナイカ、之ヲ司法當局ガ提案致シタ
眞ノ意思ガ、下級官吏ニマデ滲透セズシテ、
此ノ法案ノ運轉ヲ掌ル所ノ下級官吏ノ人々
ガ、之ヲ濫用スルト云フコトニナルト、吾
吾ノ言論ト云フモノハ全ク壓迫サレシマ
フノダ、吾々ハ何事モ口ニスルコトガ出來
ヌノダ、斯ウ云フ危惧ノ念ヲ持ツテ居ル人
ガ多イノデアリマス、故ニ此ノ點ニ付テ一
二實例ヲ擧ゲテ、御質問ヲ試ミタイと思フ
ノデアリマス

先ヅ第一ニ、色々細カイコトハ止シマシ
テ、吾々議會人ガ議會ヲ濟ミシタ後ニ、
其ノ選舉區ニ歸ツテ、所謂議會報告演說會
ヲ致シマス、サウ云フ時ニ、先刻モ清瀬君
ノ御話ノ中ニアツタヤウデアリマスガ、現
内閣ハ此ノ點ニ付テ、ドモ政策ヲ誤ツテ

居ル、斯ウ云フヤウナコトヲヤレバ、是ハ
戦力増強ニハナラナイノダ、是ハ一ツ是正
シナケレバナラヌノダト云フヤウナ演說ヲ
致スト云フガ如キコトガアツタ時ニハ、ソ
レハ第七條ノ四ノ「著シク治安ヲ害スベキ
事項ノ宣傳」ト云フコトニナルノデアアルカ
ドウカ、今ノ東條總理大臣ニハ、斯ウ云フ
コトガアルカラ、コンナモノハ直グニ倒閣
シナケレバナラヌト云フヤウナ都合ナ、
不穩當ナ言論ヲ弄スルモノアリヤトセバ、
左様ノ言論ハ此ノ法文ニ於テ取締ラレルコ
トハ、謂フマデモアリマセウガ、サウデナ
イ、即チ政策ニ向ツテ批判ヲ加ヘル、例ヘ
バ米ノ問題ニ付テハ斯ウデアアルガ、ソレハ
サウデナイ、斯ウシナケレバナラヌ、石炭
ノ問題ハ、斯ウデアアルガ、斯ウシナケレバ
ナラヌト云ツテモ、批判ヲ加ヘルト云フヤ
ウナ場合ニ、ソレガ所謂「著シク治安ヲ害
スベキ事項ヲ宣傳シタル」ト云フコトニナ
ツテ、此ノ第七條ノ四ノ取締ヲ受クルモノ
デアアルカドウカ、斯ウ云フ點ヲ一ツ明カニ
シテ戴キタイノデアリマス、ソレカラ私有
財産制度ノ否認ヲ目的トシテヤルト云フガ
如キコトハ、是ハ勿論治安ヲ害スルコトニ
當ルト思フノデアリマスガ、彼ノ二、三年
前ニ電信柱ニ「吾々ノ財産ハ即時奉還セヨ」
ト云フヤウナ赤紙ヲ貼ツテ、サウシテ大イ
ニ氣勢ヲ擧ゲタ事實ガアリマシタガ、斯ウ
云フヤウナコトハ、此ノ七條ノ四ノ「著シ
ク治安ヲ害スベキ事項」ニ該ルカドウカ、
勿論ハハ犯意ノ問題デアツテ、眞ニ忠君愛

國ノ眞心ヨリ斯ウスルコトガ、此ノ戦力増
強ニ必要デアルト考ヘ、純眞ナ立派ナ立場
カラ、サウ云フコトヲシタモノトセバ、是
ハ本法ニ觸レルコトデナイコトハ議論スル
マデモナイト思ヒマスガ、唯戰時下ニ便乘
シテ、サウシテ赤ノ宣傳ヲヤルト云フヤウ
ナコトヲヤツタヤウナ場合ニハ、是ハ勿論
本法ニ當テ儀マルト思フノデアアルガ、ソレ
等ニ對シマスル司法當局ノ御見解ハ、如何
デアリマスルカ、ソレヲ伺ツテ置キタイノ
デアリマス

ソレカラ此ノ戰時特別ノ第七條ニ依リマ
スルト、未遂犯ト教唆犯トヲ同條ノ第四項
ニ依ツテ罰シテ居リマス、所ガ此ノ改正案
ノ七條ノ二、七條ノ三、七條ノ四、之ニ關
シマシテハ、其ノ未遂犯及ビ教唆犯ニ對シ
マスル第七條ノ第四項ノ規定ヲ準用シテ居
リマセウ、其ノ點ニ付テハドウ云フ御考ヘ
デ準用シナイノデアアルカ、ソレハ他ノ法規
ニ讓ルト云フ意味デアアルカ、其ノ點ヲ明カ
ニシテ戴キタイノデアリマス

是以外ニ種々御質問申上ゲタイ細カイコ
トガアリマスガ、本會議ニ於テ質問スルト
云フコトハ、寧ロ適當デナイト考ヘマスル
カラ、何レ委員會等ニ於テ詳細ニ御伺ヒ致
スコトト爲シ、今マデ申述べマシタ點ダケ
ニ付テ、明快ナル御答辯ヲ御願ヒ致シマス
（拍手）

〔國務大臣岩村通世君登壇〕
○國務大臣（岩村通世君） 只今ノ御質問ニ
付テ御答ヘヲ申上ゲマス、第一ハ憲法精神

ノ昂揚ト云フコトハ、非常ニ必要ナコトデア
ルガ、其ノ點ニ付テ何カ考ヘテ居ルカ
云フコトデアリマス、遵法精神ノ昂揚ト云
フコトハ、非常ニ大切ナコトデアラウト思
ヒマス、司法部ニ於キマシテモ、毎年十一
月一日ノ司法記念日ヲ期シマシテ、全國的
ニ民間ノ方ニモ御願ヒヨシテ、出来ルダケ
ノコトハ講ジテ居ル積リデゴザイマス、將
來モ十分此ノ點ニ付テハ注意ヲ致ス積リデ
アリマス、又合法的ノ犯罪捜査權ガ必要デ
アルト思フガ如何、之ニ關聯シテ行政檢束
ノ御話ガアリマシタ、此ノ問題ハ隨分長イ
問題デアリマシテ、如何ナル方法ニ依ツテ、
合法的捜査權ヲ與ヘルカト云フコトノ細カ
イ點ニナルト、餘程問題ガゴザイマスガ、
今回御協賛ヲ願ツデアリマスル刑事ニ關ス
ル調査委員會ト云フモノガ豫算ニ計上シテ
アリマス、其ノ委員會等ニ掛ケマシテ、適
當ニハ研究シテ見タイト思ツテ居ル問題
デアリマス、其ノ事ヲ申上ゲテ置キマス

ソレカラ辯護士會ヲ活用シテハドウカ、
是ハ至極妙案デアリマシテ、司法部ト致シ
マシテモ、是マデ色々ナコトニ御願ヒヨシ
テ居ルデアリマス、殊ニ最近ニハ調停委
員トシテ、非常ニ御働キヲ願ツテ居リマス、
又保護事業ニ關シマシテモ、非常ニ御手傳
ヒヲ願ツテ居リマス、併シ尙ホ此ノ外ニ辯
護士諸君ヲ一團トシテ働イテ裁ク方面ハ、
十分ニ研究シテ見タイト思ヒマス、殊ニ
議會ガ終リマス司法部ノ長官、全國ノ辯
護士會長ガ一堂ニ會シテ、色々研究スル

機會ガゴザイマスノデ、サウ云フ機會ニ辯
護士會長諸君ノ御意見モ伺ツテ見タイト思
ツテ居リマス

ソレカラ次ニ經濟ニ關係スル官吏ノ瀆職
ノ問題ニ付テ、色々御議論ガゴザイマシタ、
實ハ官公吏ノ瀆職問題ニ付キマシテハ、總
理大臣ハ機會アル毎ニ訓示ヲナシ、其ノ他
吾々關係關係モ機會アル毎ニ、其ノ點ニハ
十分注意ヲ致シテ居リマスガ、是ハ私個人
ト致シマシテモ、私ドウモ徳ガ足ラナイノ
デアリマセウ、十分ニ徹底致シマセヌコトハ、
洵ニ遺憾デゴザイマス、併シ官紀ノ振肅ト
云フコトハ、今日最モ大切ナコトデアリマ
スカラ、私共此ノ點ニハ十分ニ注意ヲ致ス
積リデアリマス、殊ニ檢舉ノ方面ニ於テリマ
シテハ、如何ニ其ノ身分ガ高クトモ、左様
ナコトニハ決シテ私共ハ躊躇致シマセヌ、
唯犯罪ノコトデゴザイマスカラ、事實ガ確
定致シマセヌト、如何様ニモ出来マセヌ、
犯罪ガ明確デアリ、起訴スルニ足ルベキ事
件デアルト云フコトデゴザイマシタナラバ、
如何ニ高位高官ト雖モ、決シテ躊躇致シマ
セヌ、是ハ私ハ此處ニ於テ斷言ヲ申上ゲマ
ス(拍手)

尙ホ法規ノ點デアリマスガ、是モ色々實
ハ此ノ議會前ニ改正ラシタラドウカト云フ
ヤウナ論モ、内輪デハアリマシタ、其ノ
際ニ色々議論ガゴザイマシタガ、細カイク
トハ御紹介致シマセヌガ、既ニ第七十六回
帝國議會ニ於キマシテ、特ニ經濟事犯等ヲ
頭ニ入レテ、非常ナ飛躍的ノ改正ガ行ハレ

タノデアリマス、一番重イ刑ハ有期懲役ニ
マデナリマシタ、有期懲役ハ御承知ノ通り
十五年デアリマス、サウシテ有期懲役ノ刑
ハ之ヲ加重致シマス、二十年マデ行クノ
デアリマス、總テノ有期ノ刑ハ二十年ガ最
長デアリマス、然ラバ此ノ次ニハ無期カ、
死刑カト云フ問題ニナルデアリマス、無
論死刑ヲ科サナケレバナラスト云フヤウナ事
態ニナレバ、是ハ無論考ヘナケレバナリマセヌ
ガ、私共ノ考ヘデハ、自肅自戒ニ俟ツテ、
官民トモ能ク此ノ時勢ニ徹底シテ、贈收賄
等ノナクナルヤウニ自肅自戒ヲシテ戴キタ
イ、斯ウ云フヤウナ考ヘ方デ、今回ハ提案
致シマセヌガ、研究ハ十分致シタイト存ジ
テ居リマス

ソレカラ次ニ多少御答ヘハ質問ト前後ス
ルカモ知レマセヌガ、前科者ノ復權ト云フ
コトニ付テ御意見ガゴザイマシタ、其ノ點
ニ付テ御答ヘヲ申上ゲマス、復權ハ恩赦ノ
一ツノ方法デゴザイマスガ、恩赦ニ關シマ
シテハ、長クモ昨年二月十八日戰捷第一次ノ
輝ク祝賀ニ際シマシテ、勅令復權及ビ特別
特赦ニ關スル優渥ナル御沙汰ヲ拜シタノデ
アリマシテ、關係職司ニ於キマシテハ、恐
懼感激、是ガ奉行ノ任ニ當リマシテ、只管
聖慮ニ副ヒ奉ランコ、ヲ期シテ參ツタ次第
デアリマス、既ニ多數ノ者ガ惠澤ニ浴シタ
ノデアリマスガ、其ノ數等ハ未ダ公衆ノ時
期ニ達シテ居リマセヌ、ト申シマスノハ、昨
年戴キマシタ復權ハ、今マデ會テ例ノナイ復
權デアリマシテ、是ハ官報等ニ掲載セラレ

テ居リマスカラ、御覽ヲ願ヒタイト思イマ
ス、此ノ戰爭ノ續ク限り、出征ヲ致シマシ
タナラバ、復權ヲ賜ハルト云フ初メテノ勅
令復權デアリマス、是ハ非常ニ私共ハ難イ
コトダト存ジテ居リマス、左様ナ御處置ヲ
仰イデ居リマスコトヲ申上ゲマス

ソレカラ又受刑者ニ付テ、色々御意見ガゴ
ザイマシタ、有期懲役デアリマスガ、有期
懲役ハ刑ノ三分ノ一ヲ經過シタナラバ、假
出獄ガ出来ルデハナイカ、假出獄ヲサセテ、
大イニ働カセタラ宜イデハナイカト云フ御
話デアリマス、是ハ大體ニ於テ私モ非常ニ
賛成デアリマスルガ、唯假出獄ヲ許スヤ否
ヤト云フコトニハ、在監中ノ行狀ガ良クナ
ケレバ出セヌコトニナツテ居ル、先ツ三分ノ一
行刑ヲスレバ、大體良クナルダラウト云フ見込
ヲ法律ハ立テ居ル、ケレドモ中々三分ノ一デ
全部ガ立派ニ改悛ヲシテ、社會ニ出シテモ安
全ダトハ行カヌ場合ガアリマス、左様ナ場合ニ
ハ、三分ノ一デ假出獄スルト云フコトハ出来
ナイカモ知レマセヌ、併シ出来ルダケ斯ウ
云フ時デアリマスカラ、改悛シタ者ヲ社會
ニ出シマシテ、自由ノ天地デ働カスヤウニ
シタイ、是ハ私豫ネノノ念願デアリマス

ソレカラ只今裁判ニ關シテ體刑ト罰
金ガ選擇刑ノ際ニハ、罰金ヲ科シテ成
ペク働カシタラ宜クハナイカト云フ御議
論ガアリマシタガ、是ハ事裁判ニ關ス
ルコトデアリマシテ、罰金ニスルカ、體
刑ニスルカト云フヤウナコトハ、其ノ犯罪
事實ノ色々情況等ノ審理ノ結果ニ依ツテ、

裁判官が獨立ノ判斷ヲ以テ裁判スルノデ
アリマス、今此處デ私ハ如何トモハツキリ
申上ゲルコトハ出來マセヌ、併シ御意見ト
シテ能ク承ツテ置キマス

ソレカラ尙ホ戰時刑事特別法七條ニハ殺
人ニ關スル規定ガアル、ソレデ澤山デハナ
イカト云フ御説デアリマシタガ、實ハ前ニ
御協賛ヲ願フ時ニハ、殺人ノミデ宜イカト
思ヒマシタガ、丁度戰時ニ際シテ初メテノ
試ミデアリマシテ、其ノ後能ク考ヘテ見マ
スト、獨リ殺人バカリデナク、過去ノ例ニ
依リマシテモ、相當ノ地位ノ、或ハ政治ニ
關スル要人ヲ傷害シタトカ、暴行ヲ加ヘタ
トカ、脅迫ヲシタトカ云フ例ハ、實ハ調ベ
タラ相當アル、左様ナ譯デ此ノ戰爭中ハ殺
人バカリデナク、ヤハリ傷害、暴行、脅迫、
逮捕、監禁ト云フヤウナモノヲ規定致シ
マシテ、十分法規ヲ整備シナケレバナラス
ノデハナイカ云フコトニ考ヘ及ビマシテ、
今回提案ヲ致シタ次第ゴザイマス、ドウ
カ左様御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス

ソレカラ七條ノ四ニ付キマシテ、實例ヲ
舉ゲテ政府ノ政策ヲ批評シタ場合ハ、七條
ノ四ニ該ルノデハナイカト云フヤウナ御疑
問ガアリマシタ、左様ナコトハ私共考ヘテ
居リマセヌ、單ニ合法的ニ政府ノ政策ヲ批判
スルト云フヤウナ事柄ハ、此ノ法律ニ關ス
ル所デハナイノデアリマス、唯先程モ付加
ヘテ色々御話デアリマシタガ、其ノ發表ノ
仕方ガ、他ノ法律ニ觸レルト云フヤウナコ
トハアルカモ知レマセヌ、ソレハ十分御注

意ヲ願ヒタイト思ヒマスガ、唯政府ノ政策
ヲ合法的ニ批判スルコトガ、七條ノ四ニ該
ルカト云フ御尋ネデアレバ、是ハ本案ニハ
該ラナイト云フコトヲ申上ゲテ置キタイト
思ヒマス

ソレカラ尙ホ實例ヲ舉ゲテノ御話デアリ
マシタガ、私有財産制度ノ否認ヲ宣傳スル
ト云フコトハ、七條ノ四ニ該ルコトハ疑ヒハ
ナイノデアリマス、財産奉還ト云フヤウナ
文句デ宣傳ヲシタラドウカト云フヤウナコ
トデ、御尋ネガアリマシタ、其ノ點ハ二ツ
ニ分ケテ御尋ネデアリマシタガ、所謂私有
財産制度ノ否認、共產主義ノ宣傳ヲスルト
云フ意味ニ於テ、左様ナ文句ガ書カレタナ
ラバ、七條ノ四ニ該當スルト思ヒマス、併
シ吾々ハ今日生命ヲ抛ツテ御奉公スルノ
ダ、財産モ奉還スル氣持デヤラウト云フヤ
ウナ心デ、俗ニ言フ赤ノ宣傳ト云フヤウナ
意味デナクシテ、本當ノ奉公心ヲ示スト云
フヤウナ意味デ、單純ニサウ云フ表現デア
ルト云フコトニナリマス、斯ウ云フ事件
ガ發生シタ場合ハ能ク取調ベテ、其ノ故意
アリヤ否ヤ、先程一松君カラモ其ノ御説ガ
アリマシタガ、其ノ故意アリヤ否ヤト云フ
コトヲ能ク取調ベテ見ナイト、果シテ七條
ノ四ニ該ルカドウカハ分ラナイト思ヒマス、
他ニ色々細イ御尋ネモアツタヤウデゴザイ
マスガ、澤山ノ御質問デ或ハ拔ケテ居ルカ
モ知レマセヌ、又委員會等ニ於テ、御尋ネ
ニ從ツテ詳シク御答ヘヲシタイト思ヒマス
(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 一松君ハ内務大臣ノ
答辯ヲ御要求デスカ

○一松定吉君 行政檢束ニ關シマス私ノ
卑見ニ付テ、内務大臣ノ御所見ヲ簡單ニデ
モ伺ヒタイト思ヒマス

(國務大臣湯澤三千男君登壇)

○國務大臣(湯澤三千男君) 行政檢束ニ關
シマス御質問ニ付キマシテハ、先程司法
大臣カラ御答ヘニナリマシタガ、私ハ同一
ノ考ヘヲ持ツテ居リマス

○一松定吉君 只今ノ内務大臣ノ御答辯ニ
ハ満足致シマセヌガ、更ニ追究スルコトヲ
止メマシテ、何レ適當ノ時期ニ更ニ御意見
ヲ承ルコトニ致シマシテ、私ノ質問ハ是デ
終リマス

○議長(岡田忠彦君) 赤尾敏君

(赤尾敏君登壇)

○赤尾敏君 私ハ質問シタイコト、又申上
ゲタイコトハ澤山アルノデアリマスガ、時
間ガホソノチツトシカ與ヘラレテ居リマセ
ヌノデ、簡單直截ニ御尋ネ致シマシテ、政
府ノ御考ヘヲ尋ネタイト思フノデアリマス
先ツ第一番ニ御伺ヒシタイコトハ、國政
變亂ト云フコトデス、是ハ一體ドウ云フコ
トカ、斯ウ云フ怪シゲナ文句ハ、解釋ノ仕
方ニ依ツテ、ドウデモ解釋ガ出來ル頗ル曖
昧ナ文字デアリマス、之ニ對シテハツキリ
ト明確ニ、誰ニモ分ルヤウニ御答辯ヲ願ヒ
タイノデアリマス、大體此ノ立法ハ國政變
亂ト云フ此ノ怪シゲナ文句ニ、私ハアルノデ
ハナイカト思フノデス、元來我ガ國ハ清明

ヲ尊ブ國ナンデス、曖昧ナコトヤ、インチ
キナコトヤ、サウ云フコトハ大嫌ヒナ國民
デアリマス、誠ヲ重ンズル國民デアリマス、
殊ニ國家ノ政治ハ即チ正シイコトデアリマ
ス、公明正大、太陽ノ如ク明朗デアリ、又
日本刀ノ如クスツキリシテ居ナクテハイカ
ヌノデアリマス、斯ウ云フヤウナ曖昧模糊
タル濁ツタ言葉ヲ使フト云フコトハ、現在
ノ政治ガ明朗ヲ缺イテ居ル一ツノ濁レル非
日本の政治性格ヲ暴露スルモノデハナイカ
ト、私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、例ヘバ
推薦制ダツテサウデヤアリマセヌカ、實際
上ハ良心的ニハ、道德的ニハ政府ノ意思モ
行ハレテ居ルノダ、然ルニ此ノ責任ヲ回避
シテ、知ラヌ存ゼヌナドト云フコトデ押通
スト云フコトハ、國民ヲ愚ニスルモノナン
ダ、神ヲ恐レザルコトナンダ、政府諸公ノ
良心ガ確デアアルカドウカ疑ハレルノダ、
日本人ハ嘘ヲ言フコトハ大嫌ヒナナンダ、人
間ノヤルコトダカラ間違ヒハアリ得ルダラ
ウ、政治家ダカラ色々事情モアルダラウ、
斯ウ云フコトデ推薦制ヲヤツタ、間違ヒ
アルダラウ、今後ハ考ヘルト云フナラ男ラ
シイ、知ラヌ、存ゼヌトハ何事デアアル、斯
ウ云フコトハ士ノヤルベキコトデハアリマ
セヌ、日本人ノヤルベキコトデハアリマセ
ヌ、政府當局ハ能ク道德的ニ考ヘテ戴キタ
イト思フノデアリマス

第二番ニ御尋ネシタイコトハ、此ノ立法
ハ政府ノ政策ヲ批判シタリ、或ハ反對シタ
リ、或ハ是等ノコトニ關シテ協議シタリ、

其ノ他鬼ヤ角言フ者ハ、皆此ノ法律ヲ引張ラレテシマフノカト云フコトデアアル、ヤコシイ説明ハ拔キニシテ、ハツキリ御答辯ヲ願ヒタイ、政府ハ神様デヤナイノダカラ、戰爭ガ起キテカラダツテ内閣ガ四回カ、五回送ツテ居ルデヤナイデスカ、間違ヒノアルコトガアル、如何ニ諫メテモ、申上ゲテ分ラヌ時ガアル、サウシテドウシテモ國家ノ爲ニ送ツテ戴イタ方ガ宜イト、吾々ガ信ズル時ニ、政府ニ送ツテ戴キタイト云フ運動ヲヤル、昔能クアツタ倒閣運動ト云フノガアリマシタ、斯ウ云フ倒閣運動ト云フヤウナコトヲ起シタリ、或ハサウ云フコトノ爲ニ二人ナリ、三人ナリガ相談ヲシタリ、ドウ言ウタカラ、直チニ此ノ法律ニ一體引掛カルノカドウカト云フコトデアアル、政府ハ絶對デハアリマセス、日本ニ於テハ絶對ナノハ上 天皇陛下御一人デアリマス、政府ハ時ト場合ニ依ツテ送ルノダ、併シ斯ノ如キ怪シゲナ法律ガ出來タナラバ、政府ノ政策ヲ彼此レ批判スルコトモ、恐シイ結果ヲ招ク憂ガアルノデアリマス、此ノ點明確ニ一ツ御答辯ヲ願ヒタイ

第三番目ハ、本立法ハ御用運動以外ノ政治運動、思想運動、斯ウ云フ國民運動ヲ一體抑壓シテシマツテ、歐洲ノ某々國ノヤウニ官僚獨善ノ、專制的ト云フ言葉ハ語弊ガアルカモ知レマセヌガ、斬捨御免ノ政治ヲヤラウト云フノカ、ドウカト云フコトナンデアアル、其ノコトヲハツキリ——一體國民運動ハ駄目ダカラ止メサセテシマハウ、俺ノ命

令ニ從ツテ來イ、斯ウ云フ自信ガアリ、サウ云フ信念ガアツテ、民間運動ハウルサイカラ取締ルンダ、斯ウ云フ法律ナノカドウカト云フコトナノデアアル

四番目ハ一體コソナ法律ヲ作ル事實ガ存在シテ居ルカ、ドウカト云フコトデアアル、今ヤ我ガ國民ハ振古未會有ノ大聖戰ヲ完遂スル爲ニ、舉國一致シテ政府ヲ支持シテ居ル、戰力増強ノ爲ニ火ノ玉ニナツテ燃エテ居リマス、共產黨一味カ、或ハ敵性國家ノ第五列ヲ除ク外ハ、敢テ故ヲニ國政ヲ紛亂シヨウトシタリ、國家ノ統一ヲ破壞セントスルガ如キ非國民ハ、今日ノ聖戰下ニ一人モナイト、私ハ確信シテ居ル者デアリマス(拍手)然ルニ政府ハコソナ法律ヲ作ツテ、一體之ヲ彈壓シナケレバナラヌト云フノハ、サウ云フ事實ガアルノカドウカト云フコトナノデアアル、事實ガアルカドウカト云フコトヲ、御尋ネシタイノデアリマス、又斯ウ云フ法律ヲ作ルト云フコトハ恥カシイコトナノダ、實ハ政府ガシツカリシテ居ルナラ、コソナ法律ガ何ガ要ルカ、政府ノ確乎タル信念ノナキコトヲ、中外ニ暴露スルト云フノカ、疑ハシムル結果ニナル(拍手)熾烈ナル國際思想戰上非常ナル國家ニ不利益ヲ持來スト思フノデアリマス、我ガ國民ハ今ヤ一億一心舉ツテ政府ニ協力シテ居リマス、此ノ戰爭ヲ勝抜ク爲ニハ、如何ナルコトデモ耐ヘ忍ンデ、政府ニ協力シテ居ルノデアリマス、政府ニ若シ確乎タル信念ガアリ、國民ノ信賴スベキ國政ヲ遂行シサヘ

スレバ、國民ハ喜ンデ之ニ協力スルノデアツテ、決シテ國政變亂ナドヲ企テルトハ、私ハ思ヒマセス、斯様ナ法律ヲ制定スルノ必要ヲ感ズルト云フノハ、政府ガ信念ガナイカラデアリマス、斯ノ如キ法律ヲ作ルコトニ依ツテ、中外ニ自ラノ無信念ヲ疑ハシムル重大ナ結果トナリハシマイカ、殊ニ戰時下外國ニ對シテ、恰モ日本ノ國內ニ於テ國政變亂ヲ企テル所ノ、反國家主義者ガウヨウシテ居ルノダ、ソレダカラ政府ハ泡食ツテ、之ヲ取締ル法律ヲ作ツタノダ、斯ウ云フ風ニ見エルデヤナイデスカ、外國ヘ與ヘル感ジモ洵ニ良クアリマセス(拍手)如何ニモ國內ガ不統一デアルカノ如キ感ヲ外國ニ與ヘル、私ハ大イニ御考慮ヲ願ヒタイト思フノデアリマス

第六番目ハ、斯ウ云フ法律ヲ作ツタナラ

バ、國民精神ハ皆イデケテシマヒハセヌカ、言ヒタイコトモ言ヘズ、正シイコトデモ、ウツカリ言ツタヲ引張ラレト云フコトデアハ、皆怖氣ヲ振ツテシマウンダ、尙ホ其ノ上ニコソナ不愉快ナ法律ヲ作ツタナラバ、國民精神ハ皆萎縮シテシマフト、吾々デスラ考ヘルンダカラ、一般ノ人ハサウ考ヘテシマフンダ、此ノ大戰爭ヲ完遂スル爲ニハ物ノ生産ヤ、増産モ大切ダラウ、併シ鈴木總裁モ始終言ツテイラツシヤル、戰爭ハ魂ダ、精神ト精神ノ戰ヒダト言ツテ居ル、然ルニ日本國民ノ精神ヲ萎靡セシムルヤウナ法律ヲ作ツテ、ドウシテ戰ヘルカ、此ノ大戰爭ヲ完遂スル爲ニハ大イニ國民精神ヲ昂揚

スルコトガ必要デアリマス、現在我ガ國民ノ中ニハ、既ニ愛國的ノ言論ノ自由スラ抑壓サレテ居ルカノ如キ感ヲ懷イテ居ル者ガ、動モスレバ國民ノ意氣、精神ト云フモノハ、萎靡沈滞セントシツツアルノデアリマス、サウ云フ矢先ニ更ニコソナ怪シ氣ナ法律ヲ作ツタナラバ、益々萎縮スルノミナラズ、政府ニ迎合スル所ノ、表面的ニ阿諛迎合シテ、肚ノ怪シ氣ナ政治家ダケガ跳梁跋扈致シマシテ(拍手)苟クモ氣慨ノアル眞ニ國家ヲ憂フル所ノ國士の人物ハ、皆活動ノ自由ヲ失フカ、或ハ危イコトニ皆ナツテシマフノデアリマス、政府トシテハ、此ノヤウナ法律ヲ作ツテ人心ニ威嚇ヲ與ヘ、不安ヲ加ヘルヨリハ、積極的ニ人心ノ昂揚ヲ圖ツテハ、ドウカト思フノデアリマス、現在我ガ國デハ、過去政黨時代ニ於ケルガ如キ、政權爭奪ヲ目的トスル言論ヤ行動モアリマセス、國民ノ言動ト云フモノハ、只管ニ舉國一致シテ、聖戰完遂ヲ目標トシテ居ルノデアリマス、今コソ我ガ日本國民ノ創造的ナル、建設的ナル天才ヲ世界ニ發揮センナラヌ時デアリマス、大イニ國論ヲ昂揚センナラヌ時ナノデアアル、然ルニ斯ウ云フ法律ニ依ツテ、國民ノ言論等ニ干涉スル結果ハ、益々官僚獨善ニナツテシマヒ、切捨御免ノ閣ノ政治ガ跳梁セヌトモ限ラナイ、大イニ危險ガアルノデアリマス、官僚諸君ノ方々モ大イニ御盡瘁ナサツテイラツシヤルカラ、良イ點ハ吾々モ認メル、感謝モシマス、併シ官僚ダナクテヤナラヌト云フヤ

ウナ思ヒ上ツタ考へ方ハ止メテ貫ヒタイノ
デス、官僚獨善ノミデハ日本ハ救ハレマセ
ヌ、官僚亡國ノ言葉サヘモ巷ニハ私語サ
レテ居ルノデアリマス、官僚ハ良イ人モア
ルダラウ、皆惡イトハ申シマセヌ、併シ大
體大學ヲ出タオ坊チヤン上リデ、何カノ風
ノ吹キ廻シヤ、調子デ良イ地位ニナツタヤ
ウナ人達ガ多イ、サウデセウ、裸ニナツテ
代議士ノ選舉デモヤツテ御覽ナサイ、而モ
非推薦カナンカデヤツテ御覽ナサイ、大抵
ノ官吏ハ皆落ツコチル(拍手)其ノダラシナ
イ、力ノナイ、信念ノナイ、苦勞ノ足ラヌ
官僚ガ、吾々野人ノ政治家達ヲ支配シ、壓
迫シ、押ヘ付ケテ、指導シテ行カウナン
云フヤウナコトハ、大ソレタ考ヘ方ナンド、
實際ハモウ少シ内省ヲ致シマシテ、謹慎シ
テ自己ヲ顧ミナケレバイカヌト思フノデア
リマス、「ムッソリーニ」ヤ「ヒトラー」ダツ
テ、大イニ日本ニ於テ人氣ガアルガ、一體「ド
イツ」ヤ「イタリー」ノ官僚カ、サウデヤナイ
ンダ、巷ノ野人ナンデス、明治維新ノ時ダ
ツテサウデヤナイデスカ、徳川幕府ノ官僚
共ガ何ヤツタノカ、彼等ハ時勢ノ進退ヲ
妨害スル役割ヲシテ居ル、斯ウ云フ結果ハ、
古今東西ノ歴史ニ皆明々白々ニ現ハレテ居
ルノデアリマス、曠古ノ國內大變革ニ際シ、
世界のナル新秩序ノ建設ノ爲ニ、此ノ大戦
争ガ完遂サレテ居ル、之ヲ過チナク指導シ
テ行ク力ガ、今ノ官僚ニアルカドウカ、大
イニ疑ハザルヲ得ナイ、寧ロ今ノ官僚ハ大
イニヘリ下リマシテ 吾々政治家ノ意見ヲ

能ク聴イテ、眞實ノ愛國の言論ノ昂揚ノ爲
ニ彼等ガ努力ヲシ、情熱ヲ傾ケテ、野ニ一
人ト雖モ遺賢ナカラシムル爲ニ、獻身努力
スルコトガ官僚ノ一番今大切ナコトナンド、
ソレヲアベコベノコトヲヤツテ居リマス、
私ハ今ノ情勢ヲ見マシテ、政黨政治ガイカ
ヌナンテ云ウテ、大イニ攻撃ヲシタコトモ
アリマスガ、政黨政治ノ方ガ餘程マダ懷シ
イヤウナ氣ガスル、兎ニ角彼等ハ苦勞ヲシ
テ居ル、ドン底カラ叩キ上ゲテ居リマスカ
ラ、血モ涙モアルンダ、惡イコトヲシタ者
モアルケレドモ、分リノ宜イ所モアル、今
ノ官僚共ハ大部分ハ全ク駄目ナンド、説明
ヲ要シナイ、サウ云フ連中ガ、行政官ガ政
治ヲ支配シヨウトスルト、東京市ガ何カ決
議ヲスル、ソナナ決議ヲシテハイカヌナン
ト云フヤウナコトヲ言フ、ソナナコトヲ言
ツタラ、今ニ議會デモ、何カ決議ヲスルト、
モウサウ云フ決議ハ止メテ呉レンナンテ、内
務省カラ通知ガ來ルナント云フコトニナラ
ヌトモ限ラス、斯ウ云フ篋棒ナモノハ以テ
ノ外ノコトダ、國家ノ爲ニ私ハ深憂ニ堪ヘ
ヌノデアリマス、ダカラ斯ウ云フ立法ハ日
本ノ國體ノ精神ニ私ハ反スル、皇道政治ノ
本質、徳治政治ノ大御心ニ反シハシナイカ
ト思フノデアリマス、畏多クモ 明治天皇
御製ニ「罪アラバワレヲトガメヨ天ツ
神民ハワガ身ノ産ミシ子ナレバ」斯ウ云
フ有難イ御製ガアリマス、此ノ大御心ヲ
體シテ政府ハ輔弼ノ重責ヲ全ウスベキデ
アリマス、由來我ガ國ハ權力ヤ、法律重點

主義ニ依ツテ治メル國デアリマセヌ、飽
クマデ徳治——德ニ依ツテ國民ニ臨ムベキ
デアリマス、我ガ國民ハ義理ヤ、人情ヤ、
道徳ニ依ツテハ從フ國民デス、頭ヲ下ゲル
國民デス、我慢ヲスル國民ダ、動ク國民デ
アリマスルガ、政府ガ強權ニ依ツテ人民ヲ
抑壓スルト云フヤウナコトニナリマスナラ
バ、國民ハ斷ジテ聽カナイ(拍手)其ノ氣持
ガアレバコソ、米英ト戦ツテモ勝ツンダ、
此ノ氣持ガ日本カラナクナツタラ、日本ガ
滅ビル時デヤナイカ、ダカラ政府ハ能ク御
考ヘニナツテ、斯ウ云フ不愉快ナ法律ヲ作
ツテ(笑聲)強權ニ依ツテ人民ヲ抑壓スルト
云フヤウナコトハ、御止メニナツタ方ガ宜
イト思フ、國民ヲシテ政府ニ悅服セシメ
ル、サウ云フ心構ヘヲ以テ、大政ヲ翼賛シ
奉ルベキダト思ヒマス、政府ガ此ノ溫カイ心
ヲ以テ、溫情ヲ以テ國民ニ臨ミサヘスレ
バ、國民ハ喜ンデ之ニ從フノデアリマスル
カラ、此ノヤウナ法律ノ必要ハナイノデア
リマス、偶、不逞ノ徒ガアツテモ、之ヲ處罰
スル爲ニハ從來ノ法律デ事足リルンダ(拍
手)從來ノ法律ダケデモ多過ギル位ナンド、
政府ノ肚サヘアレバ、ドウデモ出來ルデヤ
ナイカ、今ダツテドウデモ出來ルンダ、實
際ハコンナ法律ハ不用デハナイカ、若シ政
府ニ此ノ信念ガナクテ、國民ヲ悅服セシメ
ナイノデアアルナラバ、ソレハ駄目ナンド、
百ノ法律ヲ作ツテモ、千ノ法律ヲ作ツテモ、
尙ホ足ラザルヲ感じテ底止スル所ヲ知ラナ
イデアラウト私ハ思フノデアリマス、又一

體斯ウ云フ法律ヲ作ラナキヤ、日本ノ政治
ヲヤツテ行クコトガ出來ナイノカ、斯カル
立法ナクシテ、國政ノ遂行ガ出來ナイノカ
ドウカト云フコトナンド、ソレモハツキリ
一ツ御伺ヒシタイ
尙ホ此ノ機會ニ政府ニ御尋ネシタイト思
ヒマスコトハ、先程モ一松君ガ仰シヤツタ、
コンナ法律ヲ作ルヨリモ、官吏ヲ統制會ノ
役人共ガ、惡イ事ヲヤツタ時ニ、ソレヲ取
締リ、罪ヲ重クスル法律デモナゼ作ラヌ
カ、ソレガ當リ前ノ話デヤナイカ、ソレガ
全國民ノ聲ナンド、コンナ法律ハ必要アリ
ハシナイ、コンナ法律ヨリモ、サウ云フ法
律ヲ作ル方ガ、時宜ニ適シテ居リマスシ、
國家ノ爲ニナルシ、全國民ノ要望ダト思フ、
私モ附加ヘテ御當局ニ御願ヒシテ置ク、役
人ノ、惡イ惡代官共ヲ取締ル法律ヲ作ツタ
方ガ宜イ、斯ウ私ハ思フ(拍手、笑聲)
尙ホ共產主義撲滅ニ關シマシテ一寸御當
局ニ御願ヒシタイ、ドウ云フ御方針デア
ルカ、又如何ナル政策ヲ執ラレツツアルカ、
抽象的ナオ座ナリノ説明デナク、具體的ニ
ハツキリト關係當局カラ承リタイ、現在ハ
「ソヴィエト」聯邦トノ間ニ、中立條約ガ
存在スルノニ反シマシテ、米英トハ熾烈ナ
ル戦争ガ遂行サレテ居リマス、爲ニ米英
流ノ自由主義ニ對スル反擊ノ運動ハ、一
世ノ風潮トナツテ居リマス、是ハ洵ニ目
出タイコトデアリマスルケレドモ、是ト
同根一體デアリマスル所ノ共產主義、「コ
ミンテルン」撲滅運動ニ對スル姿勢ガ崩レ

テ、洵ニ振ハザル實情ニアリマス、共產黨撲滅ノ運動ハシツカリヤリマスルト「ロシヤ」トノ摩擦ヲ起スカラ止セトカ何トカ、譯ノ分ラスコトヲ申スノデアリマス、共產主義取締ニ對シテ當局ハドウ云フ態度デ居ラレカ、取締デヤナイ、之ヲ撲滅スル爲ニ、積極的ニドウ云フ方針デ臨ンデ居ラレカト云フコトナシ、我が日本ノ敵ハ米英自由主義ト共ニ、思想的ニハ反國體ナリ日本ノ國體ト、天地絶對ニ相容レザル共產主義デアルコトハ餘リニ明カダ、然ルニ今日共產主義撲滅ニ關スル空氣ガ非常ニ振ハナイノデアリマス、之ニ歸シテ私ハ御尋ネシタイ、長期戰ニ伴ツテ物ガ不足スル、國內ノ色々ナ矛盾等モ起キル可能性ガアリ得ル、國民生活ノ不安ニ附込ンデ、共產黨ヲシテ、共產主義者ヲシテ、之ニ乗ゼシムル間隙ガ、日ニ「醸成サレテ居ル、國內ニ於キマシテモ、尾崎實一派ノ大國際「スパイ」團檢擧ガアリマシタ、是ハ共產黨ニ關係シテ居ル「スパイ」團デアリマス、斯ウ云フ事實モアル、デアリマスカラ國內ニ於ケル是等ノ取締ノ方針モドウ云フ風ダカ、私ハ重大ナ問題デアツテ、國家ノ爲ニ深憂ニ堪ヘナイノデアアルカラ、御尋ネシタイノデアリマス、又共產黨ニ關シマシテハ朝鮮ハ勿論、滿洲、支那、南方ノ諸地域、大東亞共榮圈ニ於テ、共產黨ガ非常ナル活躍ヲシテ居ルト云フコトハ皆様ノ御承知ノ通りデアリマス、之ニ對シテモドウ云フ積極的ナ方策ヲ持ツテ居ラレカ、是ハ

大東亞大臣カドナタカ知リマセヌケレドモ、兎ニ角サウ云フ方ノ關係ノ人ガ一ツ御説明ヲ願ヒタイト思フノデス、支那ノ汪兆銘政權デモ、反共建國ト云フアノ小サナ旗ヲ立テテ居ツタ、上ノ方ヘ三角ノ旗ヲ、最近取ツテシマツタデヤナイカ、反共建國ノ旗ヲ下シテシマツタ、サウシテ今ハ敵ノ蔣介石ノ旗ト同ジ旗ニ、汪兆銘ノ旗モナツテ居リマス、斯クノ如ク反共精神ト云フモノハ、大陸支那ニ於テモ正ニ左前ニナリツツアル、下リ坂ニナツテ居ルンデヤナイカ知ラント思フ、「ドイツ」ノ「ヒトラ」ガ共產主義ト英米ト兩方敵ニシテ戰ツテ居リマスルガ、我が日本ニ於テモ此ノ二ツハ兩頭ノ蛇デアリマシテ、絶對ニ吾々大和民族ノ敵デアルト信ジテ居ル、然ルニ此ノ共產主義ニ對シテ明確デナイ、積極的デナイ、我が日本コソ「ヒトラ」ヤ「ムソリーニ」ヨリモ全世界人類ノ先頭ニ立ツテ、國際滅共運動ノ、反共運動ヲ先頭ニ立ツベキ天ノ使命ヲ持ツテ居ルンダ（拍手）共產主義ハ端的ニ日本ノ國體ヲ否定スル、絶對デアアル、國體ヲ否定シテ來ル所ノ共產主義ハ、妥協ノ餘地モ何ニモナイ、絶對ノ敵ハ絶對ノ敵ナシ、然ルニ今日政策上、或ハ政治上、外交上「ソヴィエト」ト中立條約ヲ結ンデ居ル、是ト何ダカ仲好キヤルンダト云フ風ノ關係カラ、遂ニ共產主義ニ對スル熾烈ナル反撃ノ空氣スラ、抑壓サレヤウナ狀態モ往々見受ケラレマスルシ、又一向氣勢ガ揚ラナイノデアリマスルガ、是ハ實ニ國家ノ深憂デアリマス、

眼ノ前ノ玄關先ノ米英ト戰ツテ居ル間ニ、裏カラ赤イ恐レベキ敵ガ迫ツテ居ルコトヲ、私ハ感ズルノデアリマス、之ニ對シテ如何ナル御處置、御方針、積極的ナ御考ヘガアルカ、大東亞大臣カ誰カ知リマセヌガ、分ツタ人ニ一ツ説明ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、私ノ御尋ネスルコトハ是ダケデアリマス、ドウモ……（拍手）

○議長（岡田忠彦君） 赤尾君、アナタノ今ノ御話ノ中ニ多少不穩當カト思フ辭ガアツタヤウニモ思ハレル、是ハ何レ速記録ヲ見タ上デ、然ルベク處置致シマスカラ、申上ゲテ置キマス

（國務大臣岩村通世君登壇）

○國務大臣（岩村通世君） 赤尾君ノ御質問ニ對シテ御答ヘヲ致シマス、國政變亂トハ如何ナルコトカト云フコトノ御尋ネデアリマシタ、國政變亂トハ、前ノ議會ニ御協贊ヲ經テ既ニ實施ニナツテ居リマスル戰時刑事特別法第七條ニ規定セラレテ居ル所デアリマシテ、國家ノ基本的政治制度、又ハ其ノ機能ニ對シ不法ニ變更ヲ加ヘ、又ハ之ニ混亂ヲ生ゼシムルコトヲ主張スルノデアリマス

次ニハ本立法ハ政府ノ政策ヲ批判シタリ、或ハ反對シタリ、其ノ他兎ヤ角言フ者ハ、此ノ法律ニ依ツテ處罰スルノデアアルカト云フ趣旨ノ御尋ネデアツタト思ヒマス、此ノ點ニ付テハ一松君ノ御質問ニ對シテ申上ゲタ所デ、御諒承願ヒタイト思ヒマス

次ハ本立法ハ御用運動以外ノ政治運動、

思想運動等ノ國民運動ヲ抑壓スル方針デアアルカト云フ趣旨ノ御尋ネデアツタト思ヒマスガ、合法的ナル政治運動、思想運動等ノ國民運動ヲ抑壓スルコトハ致シマセヌノデアリマス、其ノ次ハ斯クノ如キ立法ヲ必要トスル事實ガ現存シテ居ルヤ否ヤ、只今實例ヲ擧ゲテ詳シク申上ゲル譯ニハ行キマセヌガ、數年前ニハ之ニ該當スル實例ハアツタト思ヒマス、例ヘバ政黨ノ總裁ニ對シテ傷害ヲ加ヘタト云フヤウナ實例ガアツタト思ヒマス（ソシナコトハ要ラナイ）現在ハ「ドウダ」ト呼ブ者アリ現在只今斯ウ云フコトガアルカト仰シヤレバ、只今ハ幸ヒニシテ左様ナ事實ハ、ゴザイマセヌ、併シ此ノ非常時下ニ於キマシテ、治安ノ確保ノ萬全ヲ期スル爲ニハ必要デアアル、斯ウ考ヘテ提案シタノデアリマス

ソレカラ次ニハ斯クノ如キ立法ハ、政府ノ確固タル信念ヲ中外ニ疑ハシムル結果トナリ、思想戰上不利デハナイカト云フ趣旨ノ御尋ネデアツタカト思ヒマス、本案ハ戰時下必要ナリト信ズルモノデアツテ、決シテ是ガ爲ニ思想戰上不利トハ考ヘテ居リマセヌ、戰時下ニ於テ必要ナル法制上ノ手當ヲナスコトハ、寧ロ當然ノコトト考ヘテ居リマス、其ノ次ハ斯クノ如キ立法ハ、國民精神ヲ萎縮セシムル虞ナキカト云フ趣旨ノ御尋ネデアツタト思ヒマス、合法的ナル國民運動ヲ抑壓スルモノニアラザル以上ハ、決シテ民心ノ萎靡ヲ來スヤウナ憂ヒハナイト考ヘテ居リマス、其ノ次ハ斯クノ如キ立

法ハ德治政治ト云フ御言葉デアツタト思ヒ
マスガ、德治政治ノ大御心ニ反シハシナイ
カ、罪ヲ未然ニ防ギ、且ツ萬一斯カル違反
ヲ生ジタル場合ニ、嚴罰ヲ以テ之ニ臨ムコ
トハ必要ノコトデアリマスガ、德ヲ以テ國
民ニ臨ムノ肝要ナルコトハ、政府モ亦全ク
同感デアリマス、本案ノ運用ニ付キマシテ
ハ、十分其ノ點ハ注意ヲ致ス所存デアリマ
ス、次ニハ斯ル立法ナクシテハ國政ノ遂行
ガ出來ナイノカト云フ御尋ネデアツタト思
ヒマス、本案ハ戰時下治安確保ノ萬全ヲ期
スルガ爲ノ必要ヨリ生ジタルモノデアリマ
ス、御諒承願ヒタイト存ジマス、大體
私ヨリハ以上御答ヘ致シマス（拍手）

（國務大臣湯澤三千男君登壇）

○國務大臣（湯澤三千男君） 共產主義ノ運
動ニ關スル取締ニ付テ、御尋ネガアリマシ
タノデ、私ヨリ御答ヘ申上ゲマス、共產主
義ノ運動ハ、支那事變以來漸次減退ヲ見ツ
ツアルノデアリマスケレドモ、遺憾ナガラ
マダ其ノ跡ヲ絶タナイ狀況デアアルノデア
リマス、申スマデモナイコトデアリマスル
ガ、防共ハ帝國ノ絕對ノ國是デアリマシテ、
假令一片ノ左翼思想デアリマシテモ、絕對
ニ存在ヲ許スベカラザルモノデアリマシテ、
外交ニ依リマシテ左右サルベキ問題デハナ
イノデアリマス、政府ト致シマシテハ益、國
體ヲ明徴ニ致シマシテ、誤レル者ヲシテ正
道ニ立還ラセマスコトニ付テ、遺憾ナキヲ
期シマスルト共ニ、共產主義運動ニ對シマ
シテハ、其ノ運動ガ如何ニ巧妙ニ、又ハ

合法ノ假面ノ下ニ行ハレマシテモ、徹底的
ニ絶滅スル方針ノ下ニ、取締ヲ厲行致ス所
存デゴザイマス（拍手）

（國務大臣青木一男君登壇）

○國務大臣（青木一男君） 大東亞共榮圈內
ニ於ケル共產主義運動ニ對スル對策ニ付テ
御答致シマス、共產主義ガ我が國體ト相容
レザルモノデアアルコトハ、申スマデモアリ
マセヌガ、同時ニ大東亞共榮圈建設ト云フ
見地カラモ、此ノ圈內ニ於ケル共產運動ヲ
一掃シナケレバナラヌコトモ當然デアリマ
ス、是ハ獨リ帝國ノ不動ノ國是デアアルバ
カリデナク、我が國ト相携ヘテ共榮圈ヲ建設
セント志ヲ同ジウスル圈內各國ノ等シク念
願シテ居ルコトト確信スル次第デアリマス、
其ノ最モ顯著ナル現ハレハ、去ル昭和十五
年ノ日華基本條約及ビ日滿華三國ノ共同宣
言ニ現ハレテ居ルト存ジマス、即チ三國ハ
相提携シテ、共產主義運動ヲ撲滅シヨウト
云フコトヲ、固ク誓ツテ今日マデ實行シテ
來テ居ルノデアリマス、共榮圈內ニ於テ現
在モ最モ恐ルベキモノハ、中國共產黨ノ運動
デアアルコトハ、是亦申スマデモアリマセヌ、
是ハ相當ノ強イ軍隊ヲ持チ、又ハ國民ノ間
ニ相當ノ組織ヲ持ツテ、一面ニ於テハ我が
國ニ對スル抗日戰線ノ一ツノ支柱トナツテ
居ルノデアリマス、南京ノ國民政府ハ還都
以來反共ト云フコトヲ一ツノ目標トシテ、我
ガ國ト提携シテ、是ガ撲滅ニ努力シテ參ツ
テ居ルノデアリマス、我が國ト致シマシテ
モ、國民政府ニ協力シ、此ノ共產軍ヲ討伐ス

ルト共ニ、之ニ經濟ノ壓迫ヲ加ヘ、其ノ他
一般民心ノ指導啓蒙ニ努メ、是ガ對策ニ日
夜努力シテ居ルノデアリマスガ、根本的ニ
考ヘテ見マス、國民政府ノ政治力ヲ強化
シ、之ニ依ツテ治安ヲ恢復スルト同時ニ、
經濟建設ヲ進メテ民生ノ安定ヲ圖リ、此ノ
共產主義運動ト云フモノガ、根ヲ張ル餘地
ノナイヤウニスルコトガ、終局ノ目的デア
ラウト考ヘテ居リマス、尙ホ我が國ト致シ
マシテ特ニ注意ヲ要スルコトハ、大陸ニ住
ンデ居ル邦人ノ間ニ、此ノ恐ルベキ思想ガ
感染スルコトノナイヤウニ努メル點デアラ
ウト思ヒマス、此ノ點ニ付キマシテハ、大
東亞省ト致シマシテモ、治外法權ノ關係デ、
十分練達堪能ノ檢察當局モ配シ、是ガ豫防
及ビ檢察ニ遺憾ナキヲ期シテ居リマス、尙
只今御話ノ中ニ、國民政府ガ國旗ノ上ニ付
ケテ居ツタ反共ト云フ小サナ布ヲ取ツタコ
トニ言及セラレマシタガ、是ハ反共ノ思想
ニ少シモ動搖變化ノアツタ結果デハナイ、
他ノ理由デアアルコトヲ、ハツキリ申上ゲテ
置キマス

○議長（岡田忠彦君） 田中伊三次君
（田中伊三次君登壇）
○田中伊三次君 一松君、赤尾君ガ、既ニ
私が伺ヒタイト思ツテ居ル大部分ノコトヲ
聽カレタノデ、私ハソレニ漏レテ居ルト考
ヘラレ僅カニ二點ニ付テ、極メテ簡單ニ時
間ノ掛カラヌヤウニ、私ノ質疑ヲ致シタイ
ト存ジマス、戰時下ニ於ケル暴行、脅迫、
傷害、逮捕、監禁、又是等ノ行爲ノ協議運動

竝ニ宣傳等ノ行爲ガ國政ノ變亂ヲ目的トシ
テ行ハレマスル場合ニ、是等ノ犯罪ヲ取締
リ、以テ戰時下ニ於ケル治安ノ維持ヲ確保
セントスルコトガ、此ノ法案ノ目的デア
ルト云フコトハ、只今司法大臣ノ提案理由ノ
説明ニ依ツテ極メテ明白ナ所デアリマス、
ソコデ私が伺ヒタイト考ヘテ居リマス第一
點ハ、然ラバ我が國現下ノ治安狀況ヲ見ル
ニ、斯カル目的ヲ有スル法律ヲ制定シナケ
レバナラナイト云フ絕對的ノ理由ガアルカ
ドウカ、之ヲ換言致シマスナラバ、此ノ刑
罰法規ヲ制定セズト致シマスナラバ、爲ニ
我が國ノ戰時下ノ治安ハ、之ヲ維持スルコ
ト困難ナリト云フ治安ノ現實面ニ現象アリ
ヤ否ヤ、只今司法大臣ノ赤尾君ニ對スル答
辯ヲ拜聽致シマス、現在ハナイト云フ御話
デアリマシタガ、然ラバ斯クノ如キ現象、
斯クノ如キ兆シガ將來ニ於テアル虞アリト、
司法大臣ハ御想像ニ相成ツテ居ルカドウカ、
若シアリト致シマスナラバ、如何ナル具體
的ナ見透シ、具體的ナ内容ノモノデアアルデ
アラウカ、之ヲ伺ツテ見タイト思ヒマス、
若シ現在ノ治安ノ面ニモ、將來ノ治安ノ面
ニモ、何等左様ナ現象、兆シガナイト云フ
コトデアリマスナラバ、此ノ治安ノ現實面
ニ何等ノ兆シナキニ拘ラズ、何故ニ斯クノ
如キ戰時下ニ於ケル刑罰特別法規ノ緊急上
程ヲ必要トスルカ、ソレナラバ通常刑法ヲ
以テ處斷シテ十分デハナイカト云フノデア
リマス、某方面カラノ御意向ガアツタ爲
ニ、有力方面ノ意向ヲ容レテ此ノ法案ヲ提

出ユ及シテノデアル、或ハ左様ナ御答辯ガ
ナイトモ限ラナイト思フノデアリマスガ、
某有力方面ノ希望ノミヲ以テシテハ、斯
クノ如キ重大ナル國民思想ニ影響ヲ及ボ
スガ如キ重要法案ヲ、戰時下ニ於テ一億國
民ノ前ニ特ニ緊急上程致サナケレバナナイ
ト云フ理由ニ相成ラスト私ハ信ズルノデア
リマス、治安ノ現實ノ責任者デアリマスル
内務大臣ト、此ノ法案提案ノ理由ノ説明ヲ
ナサツタ司法大臣ノ御答辯ヲ求メタイト存
ジマス

ソレカラ第二ニハ内閣總理大臣ニ伺ヒタ
イノデアリマスガ、内閣總理大臣ハ本日ハ
缺席デアリマスルカラ、政府ノ適當ナル國
務大臣ガ總理大臣ニ代ツテ御答辯願ヒタ
イ、一體此ノ法律ヲ作ツテ治安ヲ維持スル
ト云フコト、此ノ刑罰法規ニ依ツテ、此ノ
刑罰法規ノ威力ヲ藉ラナケレバ治安ノ維持
ガ出來ナイト云フコトハ、端的ニ批評ヲナサ
シムルナラバ、其ノ國ノ國內ニハ善ノ善
ナル政治ガ行ハレテ居ラスト云フコトヲ證
明シテ餘リアルモノデアルト信ズルノデア
リマス、戰爭ニ負ケタ國ノ治安ヲ維持スル
コトノ困難ナコトハ私ノ論ヲ俟ツマデモナ
ク、東西古今ノ歴史ニ徴シテ極メテ明白ナ
所デアリマス、供シナガラ我が國ハ長多ク
モ御稔威ノ下、陸海將兵諸君ノ赫々タル武
勳ト、銃後一億國民ノ烈々タル赤誠ニ依ツ
テ緒戰以來赫々タル戰果ヲ擧ゲツツアリマ
ス戰勝國デアアル、此ノ戰勝國ノ國內治安ノ
維持ガ此ノヤウナ神經ノ細カイ法律ヲ制定

シナケレバ維持ガ出來ナイト云フコトハ、
私ハ到底茲ニ想像スルコトガ出來ナイノデ
アリマス、今日ノ國民ト政府トノ關係ヲ見
テモ、兎角言ハレテハ居ルガ、一體今日程
國民ガ政府ヲ持ツテ居ル時代ハアリマセヌ、
現内閣ニ對スル國民ノ心境ヲ私ガ忌憚ナク
茲デ一言ニシテ言ヒ盡シマスナラバ、大戰
争ノ繼續致シテ居リマス間ハ、現内閣ニハ
餘程ノコトガナイ限り、此ノ内閣ヲ彈劾セ
ザルコトガ戰爭ノ爲メデアリ、時局ノ爲メ
デアルト云フ一億國民ハ確信ヲ持ツテ居ル
ノデアリマス、私亦此ノ國民の確信ヲ代表
スル一員タルヲ失ハナイノデゴザイマスル
ガ、一面ニ於テ國民ノ政府ニ對スル心情斯
クノ如シ、又政府ノ國民ニ對スル心持ヲ考
ヘテ見テモ、御案内ノ如クニ内閣總理大臣
ハ全國津々浦々ノ民情視察ヲ致サレテ、或
ハ少年ノ頭ヲ撫デ、或ハ老婆ノ肩ヲ撫デテ
得心ヲ與ヘラレル、是ハ内閣總理大臣ノ一
億國民ヲ思フ心ノ一ツノ現レデアアル、内閣
ノ首班ニ列スル總理大臣ノ心境、斯クノ如
シトスルナラバ、他ノ國務大臣諸君、内閣ニ
列セラルル諸君ノ國民ニ對スル心境モ亦想
像ニ餘リアル、政府ヲ擧ゲテ今日ノ國民ヲ思
フコト切ナル溫カイ心持ハ、恐ラク今日程大
ナルモノハナイト思フ、一體此ノヤウナ體
ハシイ官民一體ノ姿ト云フモノガ、何處ノ
國ニ其ノ例ヲ認メ得ルカ、何レノ時代ニ斯
カル麗ハシキ姿ガアツタカ、東西古今ニ會テ
前例ノナキ官民一體ノ協力ノ姿デアアル、此
ノ姿ヲ持ツテ居リマスルニ拘ラズ、尙且ツ現

内閣ハ國政ノ變亂ヲ目的トスルガ如キ犯罪
ヲ防止スル爲メ、斯クノ如キ細カイ法律ヲ
制定シテ、一億國民ニ臨ミ、以テ治安ノ維
持ヲ確保シナケレバナナイト云フ必要何
處ニアリヤト言ハザルヲ得ナイノデアリマ
ス、何卒政府ハ深く反省セラレ、常ニ内
閣總理大臣ノ申シテ居リマス所ノ一億國民
ヲ信ズルト云ヒ、一億國民ニ對スル溫情ト
云ヒ、此ノ信賴ト溫情ヲ基礎トセル所ノ、
日本的性格ヲ有スル日本の政治ノ動キニ悖
ル結果ヲ是ガ爲ニ來スノデハナイカラウカ、
私ハ斯クノ如クニ此ノ法案ノ社會的影響ト
云フモノヲ悞レテ、内閣總理大臣或ハ之ニ
代ラレル國務大臣ニ質疑ヲ致スノデアリマ
スガ、何卒深く御反省ヲ願ヒタイト思フノ
デアリマス、ソレデモ尙且ツ此ノ法案ノ制
定ガ絕對緊急ニ必要ナリト云フコトデアリ
マスナラバ、一億國民ニ腹ノ底カラ得心ノ
行ク御説明ヲ煩ハシタイ、吾々ガ承ツテ國
民ニ得心ノ行ク御説明ガアレバ、此ノ法案
ニ贊成スルコトニ異議ハアリマセヌガ、萬
ガ一ニモ得心ノ行ク御説明ガナイナラバ、如
何ニ戰時下ト雖モ、此ノ法案ニ對シテ處スル
ニ付テハ、議員トシテハ重大ナル覺悟ノアル
コトヲ申上ゲテ置キマス、極メテ簡單デアリマス
ガ、十分ナル得心ノ行ク御説明ヲ戴キマス
ヤウニ希望ヲ申述べル次第デアリマス(拍手)

ノ理由ニ付テ御説明申上ゲマシタ通り、
政府ト致シマシテハ戰時下治安確保ノ萬全
ヲ期シマスルガ爲ニハ現行ノ法規ヲ以テシ
テハ、未ダ完璧ナラザルモノアリト認メマ
シタ、即チ本案ニ掲グル罪ニ付テハ、戰時
下特ニ未然ニ之ヲ防遏スルノ必要アルノミ
ナラズ、萬一斯カル事犯ヲ生ズルナラバ、
嚴罰ヲ以テ之ニ臨ム必要ガアルモノト信ジ
マシテ、本法律案ヲ提出致シタ次第デアリ
マス、右御答ヘ申上ゲマス

(國務大臣湯澤三千男君登壇)
○國務大臣(湯澤三千男君) 治安ノ狀況ト、
本法案必要ノ理由トニ關シマシテ御尋ネガ
アリマシタノデ、私ヨリ御答ヘヲ申上ゲマ
ス、銃後治安ノ體制ニ付キマシテハ、幸ニ
平靜ニ推移致シテ居ルノデゴザイマスルガ、
現下ノ情勢ニ鑑ミマスルニ、今後戰局ノ推
移ト相俟ツテ起リマスル凡ユル狀況ノ變化
ニ對應致シマシテ、治安ノ萬全ヲ期シマス
ルガ爲ニハ、本改正ヲ必要ト致シマスルト
私モ存ジテ居ルノデゴザイマス

(國務大臣鈴木貞一君登壇)
○國務大臣(鈴木貞一君) 政府ガ國民ノ至
誠ニ絕對的ノ信賴ヲ持チマシテ、眞ニ官民
一體ノ鞏固ナル團結ヲ以テ此ノ戰爭ヲ遂行
致サントシテ居リマスルコトハ、累次各種
ノ機會ニ於テ總理大臣カラ言明ヲ致サレテ
居ル通りデアリマス、今日我が國ノ姿ハ御
案内ノ如ク、外ニ於ケル赫々タル戰果、内
ニ於ケル國民ノ強大ナル結束力、之ニ依リ
マシテ豫定ノ如ク堂々ト戰争ヲ遂行致シテ

居ルノデアリマス、併シナガラ戦局ノ前途ヲ考ヘマシテ、此ノ團結ヲ固メ、一點ノ瑕瑾ナカラシムル爲ニハ、政府ト致シマシテモ、是ガ根柢ヲナシマスル治安ノ確保ト云フ點ニ於キマシテハ、水モ漏サヌ體制ヲ整備スルコトヲ必要ト致スノデアリマス、此ノ觀點ニ立チマシテ、本改正ヲ致サントシテ提案ヲ致シテ居ル次第アリマス

交易營團法案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
報告書
一交易營團法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十八年二月十六日
委員長 木暮武太夫

○議長(岡田忠彦君) 是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、各案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○森下國雄君 本案ハ議長指名二十七名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセスカ
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○森下國雄君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、交易營團法案ヲ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ案議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス
○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセスカ
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ——交易營團法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長木暮武太夫君

衆議院議長岡田忠彦殿
〔木暮武太夫君登壇〕

○木暮武太夫君 只今議題トナリマシタ交易營團法案ノ委員會ニ於ケル經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本委員會ハ四日ニ互リマシテ會議ヲ開キマシテ、熱心ナル質疑應答ヲ取交ハシマシテ、慎重審議ヲ盡シタノデゴザイマス、法案ノ内容ニ付キマシテハ、既ニ本會議ニ於キマシテ此ノ壇上カラ大臣ヨリ提案ノ理由ノ説明ガゴザイマシタノデ、此處デハ省略ヲサシテ戴キタイト思ヒマス、委員會ニ於キマスル所ノ委員ノ質問ニ對スル政府ノ答辯及ビ發言中ニ現ハレマシタル、全委員ノ一致セリト思ハル熱心ナル要望ノ數點ニ付キマシテ茲ニ御報告ヲ申上ゲマシテ、本會議ニ於ケル御審議ノ資料ニ供シタイト思フノデアリマス

第一ハ所謂計畫交易ヲ遂行スル爲ニハ、現在ノ貿易統制會ヲ強化擴充スルコトダケデ事足りルデハナイカ、俄カニ茲ニ交易營團ナルモノヲ作ルノ必要ガ何處ニアルカト云フ質問ニ對シマシテノ政府ノ答ヘト致シマシテハ、現下決戰段階ニ於キマシテ、戰

力増強ノ爲ニ物動計畫ノ一翼ヲナシマスル計畫交易ヲ計畫通り迅速ニ、且ツ確的ニ遂行スルノ必要ガアル、是ガ爲ニハ各地域ノ間ニ於キマスル所ノ物價ノ相違、其ノ他ノ障礙ヲ調整致シマシテ、國家ノ財政的負擔ヲ極力輕減シナケレバナラヌガ、現在ノ貿易統制會ノ下ニハ多數ノ輸出入調整機關ガアツテ、其ノ統制ノ機構ハ多元的複雜デア

ルコトト、又調整料ハ固定化致シマシテ、變動常ナキ現地ノ物價事情ニ適應致シマセヌ、輸出差益ノ吸收ガ不十分デアルト共ニ、輸入補償ガ兎角機械的ニ流レマシテ、迅速ニシテ彈力性ノアル操作ト云フコトガ出來ナイノデアリマス、又何レノ機關モ計畫交易ノ遂行ノ責任ヲ取り得ナイト云フ現狀デア

アルノデアリマス、是ニ於キマシテ交易營團ヲ作りマシテ、計畫交易ノ統制運営ノ一元的中樞機關ト致シマシテ、其ノ責任ニ於テ交易ノ迅速且ツ的確ナル遂行ヲ圖ラウト云フ趣旨ノ答ヘガアツタノデアリマス
第二ニハ何ガ故ニ今回出來マスル交易營團ニ重要物資管理營團ヲ接收セシメタノデア

ルカト云フ質問ニ對シマシテノ答ヘト致シマシテハ、重要物資管理營團ト云フモノハ、日本帝國國內ニ於ケル所ノ重要物資ノ管理貯藏ヲ大體目的トシテ、國外ニハ及バナ

部門ト密接ナ關係ヲ持タナケレバ重要物資管理營團ト云フモノノ機能ヲ達成スルコトハ出來ナクナツテ來タ、故ニ今回交易營團ガ出來ル機會ニ此ノ重要物資管理營團ト云フモノヲ此ノ營團ニ吸收セシメタノデアルト云フ答辯デアツタノデアリマス

第三點ト致シマシテハ、交易營團ノ輸出入ノ相手ノ地域ハ一體何處デアルカ、其ノ範圍ハドノ程度マデ擴グルノデアルカト云フ質問ニ對シマシテノ答ヘト致シマシテハ、營團ハ差當リト致シマシテハ、關滿支、タ

イ、佛印及ビ獨伊トノ交易ヲナスノ目的トシテ居ル、南方占領地ハ現在軍政下ニアリマシテ、臨時軍事費ニ依ツテ交易ガ行ハレテ居ル特殊ノ事情ニ鑑ミマシテ、此ノ營團ノ取引相手ノ範圍カラハ除外スルノデア

ル、併シ將來交易營團ガモツト發展致シマスルナラバ、南ノ方ノ交易ヲ擔當スル時期ガ速カニ來ランコトヲ當局モ望ンデ居ルト云フ答ヘガアツタノデアリマス、又朝鮮及

ビ臺灣ハ行政上内地ト一元化サレテ參リマシタノデアリマスカラ、是トノ物資交流ト云フモノハ、内地間ノ物ノ交流ト同様ニ取扱フノデアルト共ニ、交易營團ノ從タル事務所デアリマス、支所又ハ分團ヲ臺灣又ハ朝鮮ニ設ケル積リデアルト云フ答辯ガアツタノデアリマス

其ノ次ニハ交易營團ノ取扱フ物資ノ範圍ハドウデアアルカ、營團ガ大東亞共榮圈內ニ於ケル所ノ計畫交易ヲ綜合的ニ、一元的ニ運營スルト云フノナラバ、總テノ物資ヲ是ノ相手トスルノガ適當デハナ

イカト云フ質問ガアリマシタニ對シマシテ、答ヘト致シマシテハ鹽ノヤウナ專賣物資、米麥、或ハ木炭ノヤウナ特別會計ガ既ニ設ケラレテ居リマス所ノ物資ハ、ソレハ、特殊ノ使命ガアリ、沿革ガアリ、目的事情ガアリ、又ソレ等ノ專賣ニ依リ、或ハ特別會計ニ依リマシテ計畫交易ト云フモノガ、ソレゾレ出來テ居ルノデアルカラ、ソレデハ此ノ際交易營團ノ中デ扱ツテ計畫交易ヲシナイデモ宜シイカラ之ヲ除ク、併シ營團ガ將來大ニ發達致シマシテ、ソレ等ノ特定ノ物資ガ專賣トナリ、或ハ特別會計ヲ設ケラレタヤウナ趣旨ヲ營團ニ依ツテ果シ得ルヤウナ域ニ達シマシタ時ニハ、營團ノ活用ヲ十分此ノ方面ニヤツテ行キタイ希望ヲ持ツテ居ルト云フ答辯デアツタノデアリマス

部ノ調整機構ハヤハリ其ノ儘存續セシメテ、營團ノ業務ノ下デ其ノ業務ヲヤラセルヤウナコトニナルノデアルト云フヤウナ答ヘガアツタノデアリマス

第六點ト致シマシテハ營團ノ設立ニ依リマシテ現在ノ貿易業者ハ一體ドウナルノデアルカ、營團ノ設立ニ依リマシテ貿易業者ヲモツト第二、第三ノ整理ヲ強行スルノデアルカト云フ質問ガアツタノデアリマスガ、之ニ對シマシテ此ノ交易營團ト云フモノハ、其ノ性格ノ上カラ見テ大東亞共榮圈全體ノ綜合交易計畫ヲ政府ノ方針通り實施スル所ノ機關デアアル、又此ノ營團ハ各地域間ニ於ケル價格差ヲ調整スルコトヲ完全ニ致スコトヲ目標トシテ出來上ツタモノデアアルノデアルカラ、一切ノ交易ヲ自ラ營團ガ手ヲ下シテ直營スルト云フ考ヘハアリマセヌ、又此ノ交易營團ヲ作ルコトハ貿易國營ノ前提デハナイカト云フヤウナ疑ヒガアルガ、政府ト致シマシテハ交易國營ノ考ヘハ持ツテ居リマセヌ、勿論此ノ交易營團ノ設立ト云フコトハ、交易國營ノ前提タルモノデハナイト云フコトヲハツキリト申シテ居ルノデアリマス、ソコデ今マデノ貿易業者ガ多年國運ノ進展、産業ノ發展ノ爲ニ盡瘁サレマシタ其ノ功績ニ對シテハ、政府ト致シマシテモ多大ノ感謝ノ意ヲ表シマスルト共ニ、是等ノ人々ノ多年ノ經驗、智能ヲ活用シテ行ク積リデアアル、即チ或ハ營團ノ交易業務ノ實務擔當者トシテ、或ハ營團ノ委託ヲ受ケテ働クモノトシテ、或ハ殘ツタ調整機關

ノ下ニ於ケル交易ノ實際擔當者等ト致シマシテ、是等ノ人達ノ多年ノ知識、經驗、智能ト云フモノヲ十分ニ熟意ヲ以テ活躍サシテ營團ノ目的ヲ達成致シタイ、斯ウ考ヘテ居ル、唯貿易業者ノ整理ノ問題ニ付キマシテハ、御承知ノ通り東亞ノ共榮圈內ノ物資交流ノ狀況ト云フモノハ、今日ノ事情ニ於キマシテハ作戰ノ段階ト云フモノト照應密接ナル關係ヲ持ツモノデアリマスノデ、現實ノ問題ト致シマシテハ思フ通り十分ナル所ノ交流ハ出來ナイノデアリマス、ソコデ僅カナ取扱料ヲ成立タナイヤウナ業者ハ過去ニ於キマシテモ整理シテ參リマシタ、將來ニ於キマシテモ斯ウ云フヤウナ場合ガ起ルノデハナイカト云フ風ナコトヲ考ヘラレルノデアリマスケレドモ、此ノ場合ニ於キマシテモ、整理サレマシタ貿易業者ト云フモノハ、交易營團ノ中ニ入レルトカ、或ハ共榮圈全體ニ出來ル所ノ物資取扱機關ノ構成者トシテ活用シテ行キタイ、即チ交易營團ガ出來ルカラソコデ直チニ多クノ貿易業者ノ整理ヲ斷行スルト云フヤウナ建前ニハナツテ居ラス、若シ貿易業者ノ整理ガ起ルトスルナラバ、其ノ時ノ東亞共榮圈內ノ物ノ交流自體ノ進ミ方ニ應ジテ行ハレルモノデアルトノ答辯ガアツタノデアリマス

第七ニ中支ニ於ケル特別圖ニ依ル價格調整ト云フコトヲ今政府ガヤツテ居ルノデアリマスガ、今ヤ交易營團ガ出來マシテ謂ハバ國營「プール」ニ依ル所ノ地域間ノ價格差ノ調整ト云フモノガ一元的ニ出來マスル以

上ハ、中支、上海ニ於ケル所ノ特別圖ノ制度ニ依ル所ノ價格調整ト云フヤウナコトハ、是ハ重複デヤナイカ、寧ロ一元的ニヤツタ方ガ交易ノ圓滑ヲ期スル所以デハナイカト云フ質問ガアリマシタ、之ニ對シマシテハ大藏當局カラ一應ハ其ノ御意見ハ御尤モデアルガ、特別圖制度ト云フモノハ從來其ノ物ニ依リ、其ノ事情ニ依ツテ存在ノ理由ガアツタモノデアアルガ、今後ハ其ノ特別圖制度ノ其ノ率ノ決メ方、其ノ他ニ付テハ、萬全ヲ期シテ交易ノ圓滑迅速ヲ妨ゲナイヤウナコトニ華處シテ行キタイト云フ、是ハ少シ曖昧ナ答辯ガアツタノデアリマス、其ノ他重要ヲ質問ガ澤山ゴザイマシタガ、詳細ハドウゾ速記録ニ付テ御覽ヲ願ヒタイト思ヒマス

此處デ最後ニ特ニ御報告ヲ申上ゲタイト思ヒマスルコトハ、委員會ノ質問ノ間ニ現ハレマシタ全員一致セル三點ノ重要ナル要望ガアルノデアリマス、其ノ一ツハ大東亞共榮圈經濟ト云フモノハ、全體トシテ有機的ニ統合聯關シタ所ノ一大經濟統一體的ノ性格ヲ持ツテ居ルモノデアアル、東亞ニ於ケル計畫交易ト云フモノハ、言葉ヲ換ヘテ言ヘバ、大東亞ノ物動計畫ニ外ナラナイノデアアル、ソコデ日本ヘノ物ヲ交流スル、各地域間ノ物ノ交流、是等ハ總テ我方帝國ノ戰力增強ト共榮圈內ニ於ケル民生安寧ノ爲ニ、我が國ガ指導スル所ノ大東亞物動計畫ノ實行デナクテハナラナイノデアリマス、故ニ交易營團ノ相手ハ先程政府ノ説明ニ依リマ

第五點ト致シマシテハ、貿易統制會傘下ニアル現在ノ各種ノ輸出入ノ調整機關ト云フモノハ此ノ營團ニ吸收サレルノデアルカ、或ハ又或ル程度ノモノハ殘シテ、外廓團體トシテ交易ノ運營ニ圓滑ヲ期スルノデアアルカト云フ質問ガアツタノデアリマスルガ、之ニ對シマシテハ交易營團ト云フモノヲコデ作ツテ、強力ニ一元的ノ交易統制ヲヤル以上ハ、成ベク調整機關ト云フモノヲ交易營團ニ吸收シテ行クト云フコトガ是ガ理想デアアル、併シ實際上ノ行キ方ト致シマシテハ、營團ノ能率ヲ落サナイデ、發揮シテ行クトカ、或ハ機構ヲ改編シテ混亂ヲ生ジテ、サウシテ色々ノ能率ヲ下ゲルト云フヤウナコトヲ避ケル見地カラ致シマシテ、一

ノ下ニ於ケル交易ノ實際擔當者等ト致シマシテ、是等ノ人達ノ多年ノ知識、經驗、智能ト云フモノヲ十分ニ熟意ヲ以テ活躍サシテ營團ノ目的ヲ達成致シタイ、斯ウ考ヘテ居ル、唯貿易業者ノ整理ノ問題ニ付キマシテハ、御承知ノ通り東亞ノ共榮圈內ノ物資交流ノ狀況ト云フモノハ、今日ノ事情ニ於キマシテハ作戰ノ段階ト云フモノト照應密接ナル關係ヲ持ツモノデアリマスノデ、現實ノ問題ト致シマシテハ思フ通り十分ナル所ノ交流ハ出來ナイノデアリマス、ソコデ僅カナ取扱料ヲ成立タナイヤウナ業者ハ過去ニ於キマシテモ整理シテ參リマシタ、將來ニ於キマシテモ斯ウ云フヤウナ場合ガ起ルノデハナイカト云フ風ナコトヲ考ヘラレルノデアリマスケレドモ、此ノ場合ニ於キマシテモ、整理サレマシタ貿易業者ト云フモノハ、交易營團ノ中ニ入レルトカ、或ハ共榮圈全體ニ出來ル所ノ物資取扱機關ノ構成者トシテ活用シテ行キタイ、即チ交易營團ガ出來ルカラソコデ直チニ多クノ貿易業者ノ整理ヲ斷行スルト云フヤウナ建前ニハナツテ居ラス、若シ貿易業者ノ整理ガ起ルトスルナラバ、其ノ時ノ東亞共榮圈內ノ物ノ交流自體ノ進ミ方ニ應ジテ行ハレルモノデアルトノ答辯ガアツタノデアリマス

第七ニ中支ニ於ケル特別圖ニ依ル價格調整ト云フコトヲ今政府ガヤツテ居ルノデアリマスガ、今ヤ交易營團ガ出來マシテ謂ハバ國營「プール」ニ依ル所ノ地域間ノ價格差ノ調整ト云フモノガ一元的ニ出來マスル以

スト、南方ノ地域ハ除ク、或ハ取扱物資ハ
事實物資、或ハ特別會計物資ハ除クト云フ
ヤウナコトニナツテ居リマスケレドモ、今
後ニ於キマシテハ大東亞共榮圈全體ヲ相手
トシテ、而モ品物ハ凡ユル物ニ及バナケレ
バナラナイ、現在南方ニ於キマシテ作戰ノ
段階ニ照應致シマシテ、臨時軍事費ヲ交易
ヲ行ツテ居ルト云フコトハ、是ハ一時的、
臨時的急ニ應ズル所ノ處置デアルト云フコ
トハ、殆ド異論ハナイノデアリマシテ、速
カニ大東亞全體ノ地域ニ對スル此ノ交易營
團ノ發動トナツテ、總テノ物ヲ是ガ扱フト
云フコトガ望マシイコトデアルト云フノガ
第一ノ要望デアツタノデアリマス

第二ノ要望ト致シマシテハ、今回交易營
團ガ出來マシテ、我が國ト各地間ノ價格差
ヲ調整シヨウト云フノデアリマス、ソコデ
國庫ノ負擔ハ今年ノ豫算外負擔ナドヲ見マ
シテモ、年間ニ致シマシテ約五億四千六万
圓ノ實ハ巨額ニ上ツテ居ルノデアリマス、
サウ云フヤウナ巨額ノ金ヲ、國家ガ負擔ヲ
シテ價格ノ調整ヲヤツテ居ル相手ノ、大陸
ノ物價ノ動向ハドウデアアルカト云フト、暴
騰ニ次グニ暴騰ヲ以テスル趨勢デアアルノデ
アリマス、我が國ガ昭和十二年ノ物價指數
ヲ百ト致シマスルト、現在ハ五割四分上リ
ノ百五十四デアリマスガ、滿洲新京ニ於キ
マシテハ、昭和十二年ヲ百ト致シマス、
昨年ノ十月ガ二百十九デアリマス、北支天
津ニ於キマシテハ、昭和十二年ヲ百ト致シ
マスルト、昨年ノ六月ハ五百二一ト云フ、五倍

以上ニ上ツテ居リマス、上海ニ至リマシテ
ハ驚クベシ、昭和十二年ヲ百ト致シマスル
ト、昨年ノ七月ガ二千四百四十四ヲ超シテ
居ルト云フ物價指數ヲ示シテ居ルノデアリ
マス、斯ウ云フ大陸物價ノ暴騰ノ趨勢ヲ、
此ノ儘ニ放置シテ置イテ、サウシテソコニ
出ル價格差ヲ調整スルコトヲ、國庫ノ負擔
ダケデアルト云フヤウナコトヲ、何時マデ
モ續ケテ居リマシタナラバ、國庫ノ負擔ト
云フモノハ限リナキモノニナツテ來ルト共
ニ、又物價政策ノ見地カラ見マスルト、此
ノ價格調整ト云フコトハ、大陸物價ト國內
物價ヲ、此ノ價格調整ニ依ツテ遮斷セント
スル消極的ノモノデアアル、寧ロ進ンデ大陸
ノ物價ノ安定ヲスルヤウナ、日本ガ指導的
ノ物價政策ヲ立テルコトガ、極メテ必要デ
アルト云フ要望ガアツタノデアリマス(拍
手)

第三ト致シマシテノ要望ハ、今度ノ交易
營團ニ依リマシテ、交易業務ハ交易營團ガ
責任ヲ以テ之ヲヤル、其ノ結果デアアル所ノ
輸出ヲ行ヒマシタ時ニハ、安イ公定價格デ
買ツテ、高イ大陸ノ賣ルノデスカラ、差益
ガ出來ル、此ノ差益ヲ受取り、或ハ向フカ
ラ高イ物ヲ持ツテ來テ、日本ノ内地ノ安イ
公定價格デ販賣スル場合ニハ差損ガ出來ル
ガ、ソレヲ補填スルコト云フ役ハ、今度出來
マスル所ノ大藏省ニアル爲替交易調整特別
會計ト云フモノガヤルノデアリマス、詰リ
一方デ交易營團ガ仕事ヲヤル、一方デハ財
布ノ締括リハ特別會計ガヤル、斯ウ云フ二

元的ナ建前ニナツテ居ルノデアリマシテ、而
モ交易營團ハ商工省ノ監督ノ下ニ在ル、特
別會計ノ方ハ大藏省ノ監督ノ下ニ在ルト云
フコトニナルノデアリマス、仕事ヲスル方
ト、ソレカラ其ノ結果財布ノ口ノ開ケ閉テ
ヲスル方トハ、別ノモノガヤルト云フコト
ニ、是ハナツテ居ルノデアリマス、是ハ下
手ヲスルト、折角ノ交易營團ト云フモノ
ガ、大切ナ計畫、交易ヲ迅速、圓滑、的確
ニ行フト云フコトノ妨ゲルトナル虞ガ、多
分ニソコニアルコトハ、皆様方ノ既ニ御承
知下スツテ居ル通りデアラウト思フノデア
リマス、宜シク政府ハ關係各省間ノ本當ニ
緊密ナ連絡ヲ執リマシテ、萬全ナ方策ヲ講
ジマシテ、具體的ニ申シマスルト、營團ガ
特別會計ヘ納付スル價格差益、或ハ特別會
計ノ方カラ補填シテ呉レル所ノ差損金ト云
フヤウナモノノ額ノ認定、決定ヲドウスル
カ、或ハ差益ノ繰入、或ハ差損補填ノ期間
ヲ、ドウ云フ風ニ決定スルカト云フヤウナ
問題ニ付キマシテハ、是ハ特別會計ダカラ大
藏省ダケデアルト云フコトデナク、商工省、
大東亞省ト緊密ナル連絡ヲ執ツテ、サウシ
テ此ノ交易營團ヲ作リマシタ計畫、交易ノ
運営ヲ制御、妨害スルコトノナイヤウナヤ
リ方ニ、是非ヤツテ貫ヒタイト云フコト
ガ、第三ノ大キナ要望デアツタノデアリマ
ス

斯クテ本日午後一時カラ討論ニ入りマシ
テ、野田武夫君ヨリ翼賛政治會ヲ代表シマ
シタ原案賛成ノ意見ノ陳述ガゴザイマシテ、

直チニ採決ニ入りマシタ所ガ、全會一致政
府原案ヲ可決致シマシタ、此ノ段御報告申
上ゲマス(拍手)
○議長(岡田忠彦君) 本案ノ第二讀會ヲ開
クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ
タ
○森下國雄君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長ノ報告ノ通
リ可決セラレンコトヲ望ミマス
○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議
案全部ヲ議題ト致シマス

交易營團法案 第二讀會(確定議)
○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマ
セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通
リ可決確定致シマシタ(拍手)
○森下國雄君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此ノ際政府提出木炭需
給調節特別會計法中改正法律案ヲ議題トナ
シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラ
レンコトヲ望ミマス
○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ。木炭需給調節特別會計法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス。委員長池田秀雄君

木炭需給調節特別會計法中改正法律案
(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
報告書

一 木炭需給調節特別會計法中改正法律案
(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十八年二月十六日

委員長 池田 秀雄

衆議院議長岡田忠彦殿

〔池田秀雄君登壇〕

○池田秀雄君 只今議題ニナツテ居リマスル木炭需給調節特別會計法中改正法律案ニ付キマシテ、委員會審議ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本法律案ノ要旨ハ、現下ニ於ケル薪ノ需給ノ實情ニ鑑ミマシテ、木炭ト同様ニ政府ニ於テ買入、賣渡、又ハ貯藏ヲ行フ目的ヲ以テ、ソレニ必要ナル改正ヲセントスル法案デゴザイマス、本改正案ヲ實質的ニ見マスレバ、昭和十五年度ニ於テ一億三千万圓ヲ以テ、木炭一億八千五百万圓ヲ買入レ、之ヲ運用シ、今日マデ毎年金額ト數量ヲ増加致シマシテ繼續シテ來テ居リマスルガ、木炭需給調節特別會計法ヲ

昭和十八年度ヨリ大都市方面ノ供給不足ニ鑑ミマシテ、更ニ薪ヲ加ヘマシテ豫算二億八千九百三十万圓ヲ以テ、三億八千万圓ノ木炭ト一億五千万圓ノ薪ヲ買入レ、薪炭需給ノ調節ヲ圖ラントスルモノデアリマス、而シテ薪ニ對シテハ金額五千六百七十万圓ヲ計上シシテゴザイマス、之ヲ形式的ニ見マスレバ、木炭需給調節特別會計法ヲ薪炭需給調節特別會計法ト改メ、第一條ト第四條ノ「木炭」ト云フ文字ヲ薪炭ト改メルノニ過ギナイノデゴザイマス

仍テ委員會ニ於テハ慎重審議ヲ重ネマシテ、政府當局ト委員會間ニ於テ熱心ナル質問應答ガアリマシタ、本委員會ニ於テ質問應答ノ主ナルモノハ第一、薪ノ如キ原始産業中ノ原始産業トモ云フベキ複雑ナル條件上ニ於テ、統一セル機構ガナクシテハ、良好ナル結果ヲ得ルコトハ難カシデハナイカト云フ質問ガゴザイマシタガ、政府ハ實情ニ即シ善處スベシト答ヘラレマシタ、第二ニ本委員會ニ於テ最モ熱烈ナル論議ノ中心トナリタルハ、戦力増強ノ基礎資料タル木材ノ供給ハ、木材統制法ノ規定ニ無理アリ、機構ノ構成ニ大缺陷ガアリ、山間僻地ニ於ケル原始産業ハ業者ノ努力工夫ニ俟ツベキモノナルニ、之ヲ埒外ニ放逐セル所ニ無理アルヲ以テ、之ヲ改ムベシトナシ、又價格更正ニ付キ、市場價格ヲ先ヅ定メテ、逆算ニ依リテ生産地價格ヲ定ムルハ、無理デアルト云フ質問ガアリマシタガ、當局者ハ初メテノ施設ナレバ、改ムベキハ改ムルニ吝

カデナイ、又素材生産ニ付キマシテハ、從來ノ業者ヲ利用シ、奥地生産ニ付テハ奨励金交付ノ準備ガアルトノ答辯デアリマシタ以上概要ヲ報告致シマシタガ、詳細ノ點ニ付テハ速記録ニ就テ御一覽ヲ願ヒマス、仍テ本日午後一時、委員會ヲ開キ、滿場一致ヲ以テ可決致シマシタノデゴザイマス、何卒滿場一致ノ御賛成ヲ願ヒマス(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○森下國雄君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決致シマシタ(拍手)

○森下國雄君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際昭和十六年度第

一 豫備金支出ノ件、昭和十六年度特別會計第一豫備金支出ノ件、昭和十六年度特別會計豫備費支出ノ件、昭和十七年度第二豫備金支出ノ件、昭和十七年度特別會計第二豫備金支出ノ件、及ビ昭和十七年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件ノ六件ヲ一括議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ。昭和十六年度第一豫備金支出ノ件外五件、承諾ヲ求ムル件ヲ一括シテ議題ト致シマス、委員長ノ報告ヲ求メマス。委員長由谷義治君

昭和十六年度第一豫備金支出ノ件

昭和十六年度特別會計第一豫備金支出ノ件

昭和十六年度特別會計豫備費支出ノ件

昭和十七年度第二豫備金支出ノ件

昭和十七年度特別會計第二豫備金支出ノ件

昭和十七年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件

承諾
ヲ求
ムル
委員
長報
告

報告書

一昭和十六年度第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十八年二月十六日

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一昭和十六年度特別會計第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十八年二月十六日

委員長 由谷 義治

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一昭和十六年度特別會計豫備費支出ノ件

(承諾ヲ求ムル件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十八年二月十六日

委員長 由谷 義治

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一昭和十七年度第二豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十八年二月十六日

官報號外 昭和十八年二月十七日 衆議院議事速記録第十二號

委員長 由谷 義治

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一昭和十七年度特別會計第二豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十八年二月十六日

委員長 由谷 義治

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一昭和十七年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十八年二月十六日

委員長 由谷 義治

衆議院議長岡田忠彦殿

(由谷義治君登壇)

○由谷義治君 簡單ニ委員會ノ御報告ヲ致シマス、議題ニナリマシタ昭和十六年度第一豫備金支出ノ件外五件ノ所謂事後承諾案デアリマスガ、先ヅ本件委員會審議ノ經過ニ付テデアリマス、本日午前、二三ノ有益ナル質問ガアリマシタガ、是ハ速記録ヲ御讀承ヲ願ヒタイト思ヒマス、唯一點御紹介シテ置キタイコトハ、右六件ノ事後承諾ヲ要スル金額ハ總額ニ於テ八億四千六百三十

万圓デアリマスガ、其ノ中ノ大部分ハ大東亞戰爭ニ伴フ戰爭支出デアリマス、即チ約七割ニ該當致シマス五億六千四百餘萬圓ガ、戰爭支出デアアルコトダケヲ申上ゲテ置キマス、委員會ハ大體ニ於テ本會議ノ大藏大臣演說並ニ委員會ノ大藏次官説明ヲ諒トシ、其ノ支出ノ合法性ヲ信用致シマシテ、敢テ質疑ヲ此ノ程度ニ終了セシメタノデアリマス

次ニ審議ノ結果デアリマスガ、本日午後一時、委員會ハ政府原案ニ付キ討論ヲ省略シテ採決致シマシタ所、全會一致、各件全部ニ對シ承諾ヲ與フルコトニ決定致シマシタ以上本件委員會ノ御報告ト致シマス、滿場ノ御賛成ヲ御願ヒ致シマス(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 昭和十六年度第一豫備金支出ノ件外五件ハ承諾ヲ與フルニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ六件トモ承諾ヲ與フルニ決シマシタ

○森下國雄君 殘餘ノ日程ヲ延期シ、本日は是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ

是ニテ散會致シマス

午後四時十六分散會

衆議院議事速記録第五號五〇頁一段二十二行ノ次ニ政府修正左記ヲ追加ス

(朝鮮事業公債法中改正法律案中別紙ノ通議院法第三十條ニ依リ修正ス)

昭和十八年一月三十日

内閣總理大臣 東條 英機
大藏大臣 賀屋 興宣
內務大臣 湯澤 三千男

(別紙)
二二三億八千六百八十萬圓ヲ二二三億九千四百七十萬圓ニ修正ス

衆議院議事速記録第十一號二五四頁二段八行ノ次ニ政府修正左記ヲ追加ス

(昭和十八年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案中別紙ノ通議院法第三十條ニ依リ修正ス)

昭和十八年二月八日

内閣總理大臣 東條 英機
大藏大臣 賀屋 興宣

(別紙)
第一條中「十四億六千九百萬圓ヲ三十一億八千六百三十萬圓ニ修正ス」

衆議院議事速記録第十一號中正誤

頁	段	行	誤	正
二四九	三	七	總計	純計
二五〇	八	億トナル	億圓トナル	
二五一	二	一上邊	表面	
二五二	三	一四十五億	十五億圓	
二五三	四	一五	十億	
二五四	四	一	默トシテ居ル	默トシテ續ケテ居ル
二五五	四	二	代替ニ	大體ニ
二五六	四	一	私見	卑見

